

第 3 編

知的財産の経済・産業的活用の促進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化

第2章 知的財産権に強い中小・中堅企業の育成

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・活用の促進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

国家研究開発事業は、国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間から開発するには負担が大きい技術分野に対して推進される。国費で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。しかし、量的な成長にもかかわらず、質的な技術革新の部分は、先進国に比べて依然として効率性が低い。また、研究開発の結果を技術移転・商品化などの経済的成果につなげる知的財産管理もまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を有することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年2,099課題、2007年3,433課題、2008年4,802課題、2009年4,012課題、2010年3,335課題、2011年4,424課題の国家研究開発事業に対する特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

ロ. 推進内容及び成果

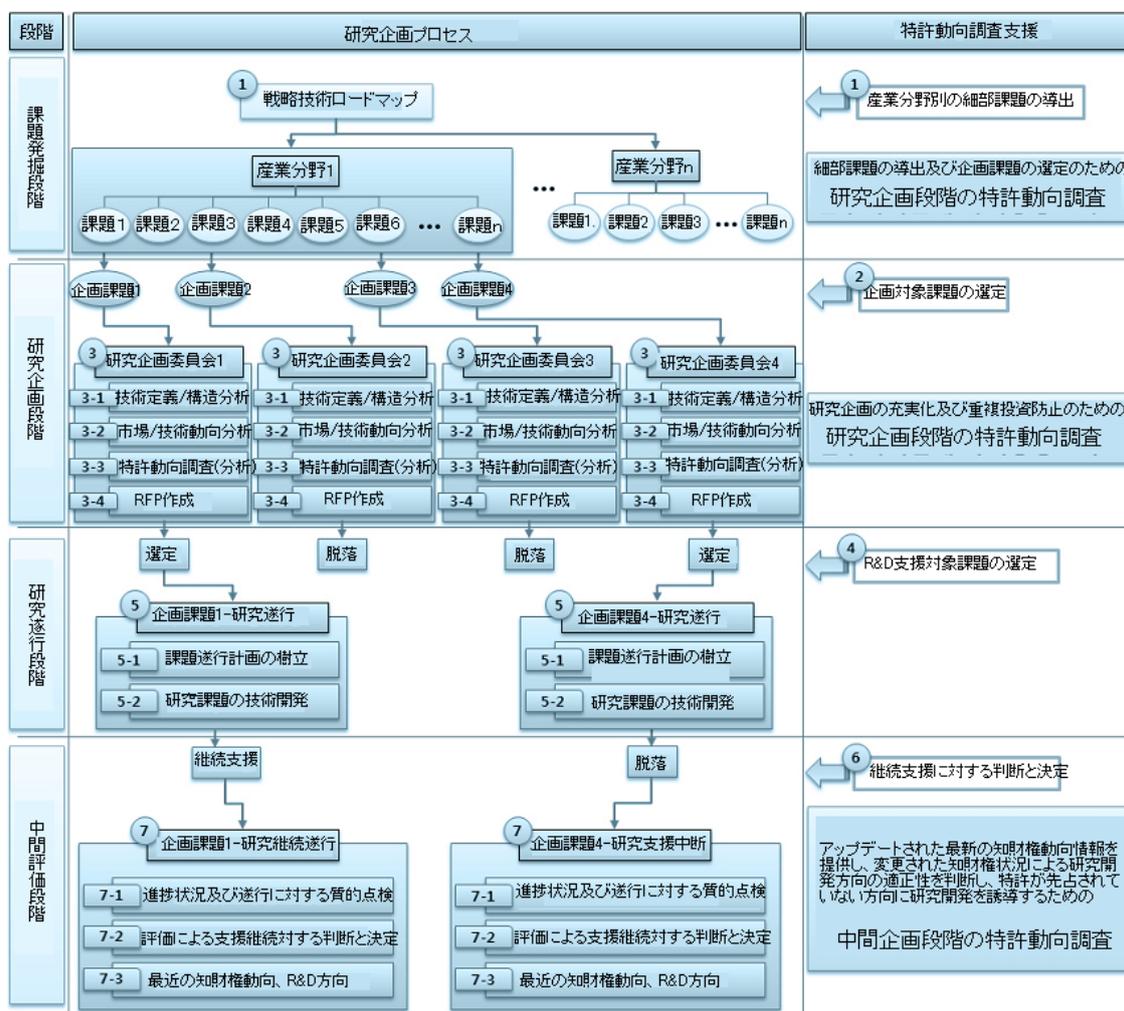
特許動向調査は、教育科学技術部、知識経済部など研究開発機関が中長期、大型研究開発事業を行う際に研究企画段階、研究遂行段階で開発中の技術と一致する先行特許の存在有無と類似特許の動向などを提供し、特許が先占されていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そのため、各機関の研究開発事業企画のための予算、期間には特許動向調査が反映されるよう、国家研究開発事業の運営要領・指針など関連規定に特許動向調査に対する具体的な施行計画を設けるようにした。

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画の際に特許動向調査

特許庁は国家研究開発機関との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を選定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各機関では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2006年には、4機関で211課題、2007年には6機関で290課題、2008年には7機関で407課題、2009年には7機関で413課題、2010年には9機関で558課題、2011年には11機関694課題について研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



また、同事業から得た分析結果物である「特許動向調査報告書」はウェブサイトであるe-特許国(www.patentmap.or.kr)を通じて公開し、一般研究者も研究、技術開発を行う際に活用することができる。

<表Ⅲ-1-1> 2011年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

区分	主管省庁	研究開発の事業名	事業課題数
研究企画	教育科学技術部	未来基盤技術開発事業	1

時の特許 動向調査		未来有望融合技術パイオニア事業	8	
		原子力技術開発事業	12	
	国土海洋部		Greenup30事業	5
			建設技術革新事業	1
			交通体系効率化事業	2
			未来鉄道技術開発事業	1
			地域技術革新事業	1
			先端港湾建設技術開発事業	1
			海洋研究企画事業	6
	気象庁	気象気候地震開発事業	29	
	企画財政部	国家研究開発事業予備妥当性調査	8	
	農林水産食品部	水産技術開発事業	4	
	農村振興庁		家畜疾病予防技術開発事業	5
			農業昆虫資源技術開発事業	7
			農畜産物機能性評価事業	4
			農業基礎研究事業	21
	放送通信委員会	放送通信技術開発事業	20	
	保健福祉部	保健医療研究開発事業	25	
	山林庁		山林科学技術開発事業	2
			林業特定研究事業	9
中小企業庁	購買条件付き新製品技術開発事業	9		
知識経済部		グリーン産業先導型二次電池技術開発事業	3	
		未来自動車用繊維素材研究開発支援事業	5	
		未来知能型新インフラ企画事業	1	
		民軍兼用技術開発事業	6	
		産業融合源泉技術開発事業(事前企画)	25	

		産業融合源泉技術開発事業(新産業)	74
		産業融合源泉技術開発事業(エネルギー)	80
		産業融合源泉技術開発事業(情報通信)	114
		産業融合源泉技術開発事業(主力)	57
		素材源泉技術開発事業	22
		エネルギー技術開発事業	36
		エネルギー技術研究院機関固有事業	1
		機械研究院(材料研究所)機関固有事業	6
		次世代情報ディスプレイ技術開発事業	6
		韓国建設技術研究院機関固有事業	12
中間企画 時の特許 動向調査	教育科学企画部	未来有望融合技術パイオニア事業	
		新技術融合型成長エンジン事業	51
	国土海洋部	海洋生命工学事業	4
	知識経済部	再生エネルギー技術開発事業	4
		エネルギー技術開発事業	1
		電力研究開発事業	1
11機関			694

2)国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

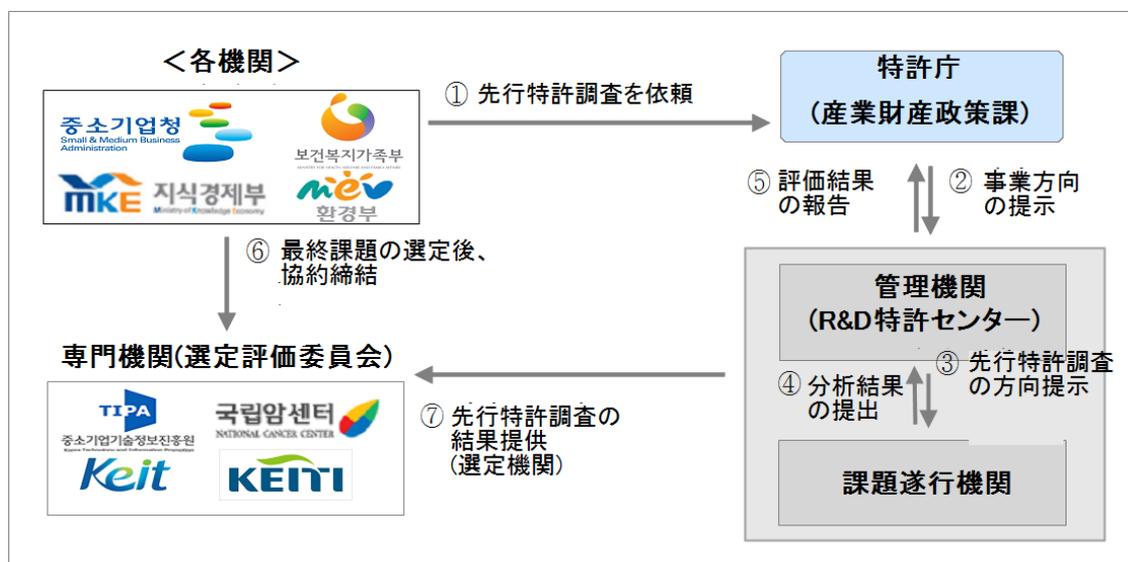
先行特許調査は短期小型研究開発事業においてBottom-up方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査し、研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は<図Ⅲ-1-3>のようなプロセスを通じて各機関に「先行特許結果報告書」を提供し、各機関は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

<図Ⅲ-1-2> 先行特許調査のプロセス



2006年には7機関1,888の課題、2007年には13機関3,143の課題、2008年には14機関4,395の課題、2009年には10機関3,599の課題、2010年には11機関2,777の課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援し、2011年には11機関3,730の課題に対して先行特許調査を実施した。

<図Ⅲ-1-3> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



代表的な事例として、これを通じて2011年中小企業庁の中小企業革新技术開発事業(未来先導)で類似する先行特許があると調査された497課題中の277課題が支援対象選定評価で最終的に脱落(脱落率55.7%)し、事業性のない課題に開発費用が投じられることを防止した。

課題選定評価委員を対象に実施した先行特許調査の有用性に関するアンケート調査では、回答者の82.6%が「重複投資の防止及びより優秀な研究課題の選定に役に立った」と答えた。

＜表Ⅲ－1－2＞研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

区分	主管機関	研究開発事業名	事業課題数
課題選定時の先行特許調査	教育科学技術部	公共福祉安全研究事業	28
	国土海洋部	未来海洋産業技術開発事業(未来海洋技術開発)	24
		未来海洋産業技術開発事業 (海洋中小ベンチャー支援事業)	27
	農林水産食品部	高付加価値食品技術開発事業(1、2次)	288
		生命産業技術開発事業(1~7次)	641
		水産実用化技術開発事業(1、2次)	67
		輸出戦略技術開発事業	7
		先端生産技術開発事業	21
	農村振興庁	15大アジェンダ研究開発事業	245
		ウ・ジャンチュンプロジェクト事業	38
	文化財庁	文化遺産融複合研究(1、2次)	6
	文化体育観光部	スポーツ科学技術開発基盤作り(1、2次)	37
	保健福祉部	保健医療研究開発事業	81
		韓医薬産業育成製品化支援研究開発事業	6
		韓医薬先導技術開発事業(上半期)	14
		韓医薬先導技術開発事業(下半期)	15
	防衛事業庁	国防核心技術開発事業	40
消防防災庁	人的災難安全技術開発事業	11	
	自然災害低減技術開発事業	50	

		災難安全技術開発基盤構築事業	25
		次世代核心消防安全技術開発事業	9
中小企業庁		購買条件付き新製品技術開発事業(1~4次)	264
		官民共同投資技術開発事業(1~7次)	102
		産学研共同技術開発全国事業	37
		研究装備活用技術開発事業	57
		融複合技術開発事業	236
		製造現場グリーン技術開発事業(上半期)	134
		製造現場グリーン技術開発事業(下半期)	140
		中小企業技術革新開発事業(未来先導課題)	577
	知識経済部		グローバル専門技術開発事業 (繊維製造工程、生活産業)
環境部		未来有望グリーン環境技術産業化促進事業	4
		次世代エコイノベーション技術開発事業(1~5次)	393
		土壌地下水汚染防止技術開発事業(1、2次)	46
		環境融合新技術開発事業	3
12機関			3,730

ハ. 評価及び発展方向

国家研究開発事業の中でR&D機関7つの企画対象課題181個を対象に特許動向調査の結果を提供してアンケート調査を行った結果、55の課題(約30.4%)が特許動向調査を活用して研究企画の方向または研究内容を転換・修正したことがわかった。

また、ソウル大学経済研究所は特許情報活用の結果、2010年に2,964億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、課題当たり2.37個の特許が追加的に創出され、創出された特許の質が1.5倍優れていることから、特許技術動向調

査事業が国家研究開発事業の予算節減及び強い特許の創出に貢献していると分析した。

＜図Ⅲ－1－4＞特許技術動向調査事業の支援を受けた課題と受けていない課題の成果比較・分析



2010年まで費用の全額を特許庁が予算を負担する方式で行われたが、財源不足で需要比64.7%のみ支援が行われる問題を解決するため、2011年から特許動向調査の対象を各R&D機関の需要全体に拡大し、調査費用は特許庁と該当機関が分担(50 : 50)する方式に変更した。

これを通じて2012年特許動向調査に713課題、先行特許調査に3,099課題を支援する予定である。

特許技術動向事業は、研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じて、より競争力のある研究企画報告書の創出を図る。また、知財権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用し、研究企画段階だけではなく、研究を通じて開発された技術が事業と連携され収益が得られるよう、国家研究開発事業の周期全体への特許情報の活用を支援する予定である。

今後も特許庁は国家研究開発の主管機関、専門機関と共同で同事業を持続的に推進し、韓国国家研究開発事業の効率性を高めると同時に、特許情報活用の制度化を通じた国家競争力の向上に向けて最善を尽くしていく計画である。

2. 政府R&D特許成果の管理

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は、2003年4兆9,036ウォンから2011年14兆9,000億ウォンに年平均約14.9%の増加を記録している。このように国家研究開発事業のR&D予算規模が徐々に拡大しているため、R&D投資の効率性に関する政府の関心もまた増大した。そこで、政府は大型化・複合化しつつある国家研究開発事業に対する政府全体の総合管理体制を構築するため、1998年から国家科学技術委員会を中心に毎年「国家研究開発事業の調査・分析・評価」を実施している。

2003年パイロット事業以後、2005年から毎年政府R&D特許成果の調査・分析を実施して報告書を発刊し、2005年12月には成果中心のR&D評価の強化を基本枠とする「国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律」を制定した。2006年8月には第21回国家科学技術委員会で議決された「研究開発成果評価基本計画」を基に今後5年間(2006～2010)研究開発成果評価施行の基本方向と原則を提示した。また、政府R&D成果を特許出願する時に課題固有番号が記載できるように特許法及び実用新案法の施行規則を改正(2006.12)し、国家研究開発事業の管理などに関する規定(2007.2、以下「共同管理規定」)を通じて国家研究開発事業の研究成果を特許出願する時に課題出所の記載を義務づけるなど関連法令を持続的に整備した。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で教育科学技術部と共同で「研究成果の管理・活用に向けた活性化方策」を報告し、「共同管理規定」に特許成果物の専担機関としてR&D特許センターを指定することを審議・議決した。また、同会議で「政府R&D特許成果の調査・分析結果」を国家科学技術委員会に単独で報告し、そのフォローアップとして毎年国家科学技術委員会に国家研究開発事業で発生した特許成果の量的、質的レベル及び活用状

況を分析して、これを基に政府R&D特許成果を効率的に管理する方策を講じて、報告している。

ロ. 推進内容及び成果

特許成果の量的、質的分析の結果をR&D機関に提供し、政府R&D政策の樹立及び事業評価に活用するように支援するため、2010年度政府R&D特許成果(国内出願17,969件、国内登録4,641件など)を機関別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2006～2010年に国内及び外国に登録された政府R&D特許を専門家評価及びオンライン評価システムを利用して実的なレベルを分析した。

<図Ⅲ-1-5> 政府R&D特許成果の主要分析結果



* (量的成果)政府R&Dで創出された国内出願は2006年度7,627件から2010年度17,969件に2倍以上増加

<表Ⅲ-1-3> R&D主体別の優秀特許比率

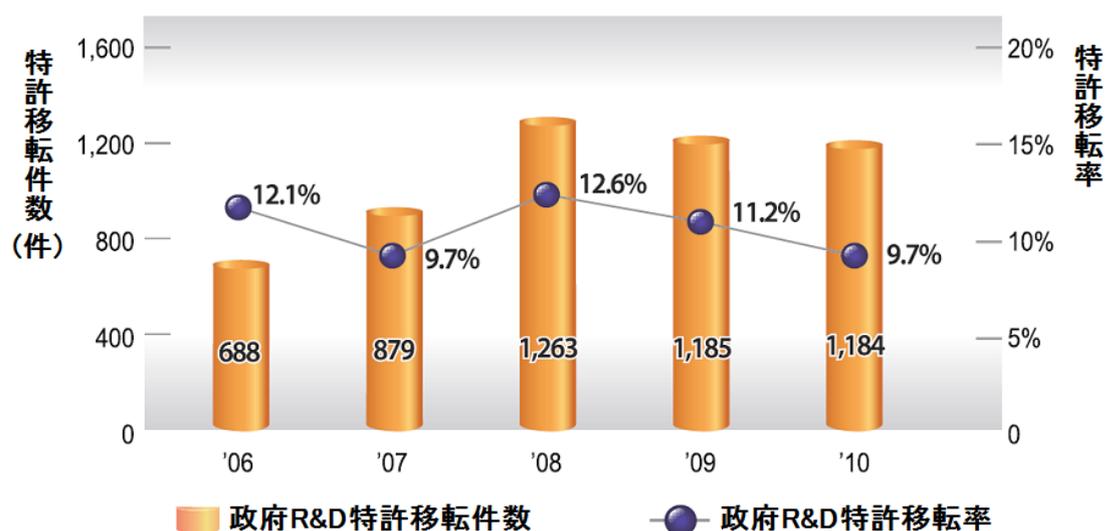
区分	専門家評価			オンライン自動評価		
	政府 R&D	民間 R&D	外国人	政府 R&D	民間 R&D	外国人
優秀特許比率(%)	6.2	10.5	28.9	3.7	11.2	32.2

* (質的評価)優秀特許比率は政府R&D特許が民間R&D特許、或いは外国人特許に比べ

て相対的に低い。

政府R&D特許成果の活用状況を分析するため、政府R&D特許成果を保有している公共部門124(大学89、公共研35)機関を対象に、2006～2010年に移転された政府R&D特許成果活用実態の調査・分析を行い、政府R&D事業(投入)、特許など技術成果(中間成果)、技術移転成果(最終成果、11,229件)を連携した構造化された技術移転データベースを構築した。

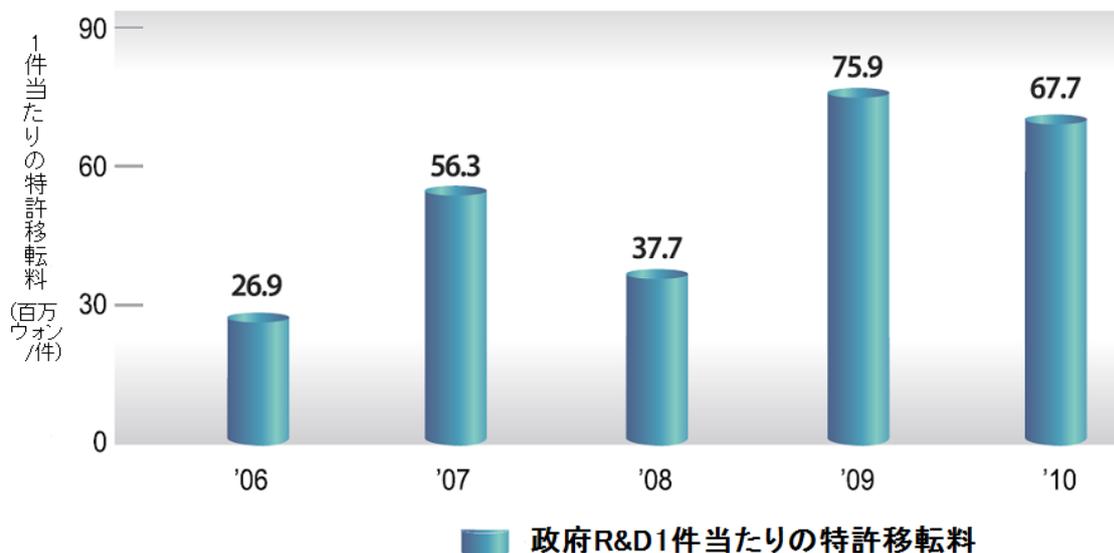
<図III-1-6> 政府R&D特許移転率及び移転件数



・(特許移転率)大学及び公共研究機関の政府R&D特許成果の当該年度特許移転率*は、2006年12.1%から2010年9.7%に一部減少する。

*当該年度の特許移転率=当該年度の特許移転件数/当該年度の特許出願件数

＜図Ⅲ－1－7＞政府R&D1件当たりの特許移転料



- ・(1件当たりの特許移転料)大学及び公共研究機関の1件当たりの特許移転料は2006年26.9百万ウォンから2010年67.7百万ウォンに、最近5年間約2.5倍増加。

政府R&D特許成果の管理を強化するため、政府R&D特許成果として申告された特許の中から個人名義の特許状況を調査[個人名義の特許出願1,174件、登録特許606件の中で、個人名義として残っている特許数は出願815件、登録410件(2011年7月基準)]し、その結果を関係機関に提供した。

政府R&D事業成果の中で特許成果に関する支援をさらに強化し、国家科学技術委員会が実施する特定評価、開放型評価及び機関が実施する成果活用評価など政府R&D事業評価で特許成果分析結果を積極的に支援した。

従来は国家科学技術委員会のNTISシステムに研究成果として入力した特許権だけを成果として認めていたが、効率的な政府R&D特許成果管理体系の基盤を作るため、2011年からは課題出所を記載した特許権も新しく特許成果として認めるようになった。特許庁は成果管理体系の簡素化に向けて政府R&D特許出願の時に研究課題の出処記載比率をさらに高められるよう取り組んでいく方針である。

また、それをバックアップするため、政府R&D関係機関及び研究管理専門機関などを対象に研究課題の出处記載出願状況及び政府R&Dで創出された出願の特許登録状況を毎月提供している。また、詳細情報を政府R&D特許成果管理システム通じて照会できるようにし、関連機関の課題出处記載に対する認識を高めると同時に、特許成果管理体制の効率化を支援している。

そして、政府R&D特許成果の創出、管理及び活用と関連する主要懸案を把握し、それを改善するために政策的な示唆点を研究した「政府R&D特許成果の 이슈ー・ペーパー資料集」を発刊・配布することで、政府R&D特許成果に対する認識向上を図った。

ハ. 評価及び発展方向

2012年には2011年度政府R&D特許成果データを収集・整備するため、NTISシステムを通じて申告された特許成果及び特許出願時の研究課題出所を記載した特許成果を収集・検証して整備する予定である。また、多様な特許分析指標を活用して2011年度政府R&D特許成果(海外特許成果を含む)の主な特徴を導出・分析し、国内特許及び米国登録特許の評価(専門家評価及び自動評価システム)を通じて政府R&D特許成果の实的レベルを分析する予定である。

特に、特許成果の分析を2011年度より高度化する予定であるが、審査・審判の経過情報など関連特許情報をより考慮した分析を強化する予定である。また、質的水準対応指標(3極特許、ファミリー情報、請求項数など)を積極的に活用して特許の質的水準の分析を強化する予定である。

毎月実施する政府R&D特許成果の提供範囲を拡大し、従来政府R&D遂行機関や関連研究管理機関にだけ特許成果情報を提供していたものを拡大し、2012年からは研究機関にも特許成果情報を提供する計画である。また、提供するコンテンツも審査経過情報、特許の活用(実施権の設定、譲渡など)情報などを全般的に拡大する計画である。

政府 R&D 事業遂行結果を評価する時、特許成果に対する体系的な評価支援に向けた特許成果評価支援モデルを開発し、研究開発事業の固有な特性や評価類型に合わせて差別化された評価を支援する予定である。特に、国家科学技術委員会が 2013 年から試験的に推進する予定の研究開発事業追跡評価に備えて各機関の追跡評価指標を収集及び調査し、特許成果管理システムを通じて追跡調査項目を新設して別途のデータベースを構築する計画である。

そして、政府 R&D 特許成果の他にも、自治体が独自に行う公共 R&D 成果の中で特許成果の管理を支援するため、自治体の成果管理状況を把握し、特許成果の管理需要を調査して支援する計画である。

今後も特許庁は質的成果中心の政府 R&D 事業が展開されるよう、政府 R&D 特許成果管理体系を持続的に先進化していく予定である。

3. 政府R&D特許コンサルティング

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主査 イ・ゾンホ
行政主査 パク・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

政府 R&D の予算は 2007 年 9.8 兆ウォンから 2011 年には 14.9 兆ウォンを記録するなど、政府 R&D の成果を高めるため毎年投資が拡大されつつある。

* 政府 R&D 予算の拡大：(2007)9.8 兆→(2008)11.1 兆→(2009)12.3 兆→(2010)13.7 兆→(2011)14.9 兆(2011、国家科学委員会)

このような持続的な投資拡大によって政府 R&D 特許出願の量的成長は達成されたが、政府 R&D を遂行した大学・公共研究機関の優秀特許比率は平均 4～7% 台を記録し、質的生産性が低迷している状況である。

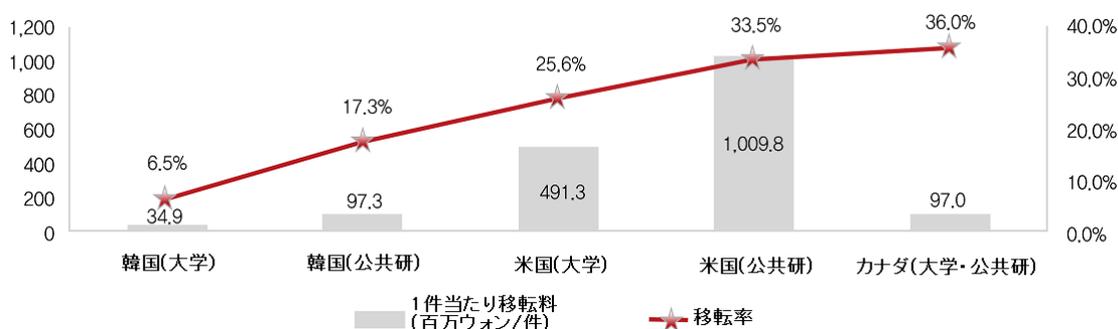
<表Ⅲ－1－4> 研究遂行主体別の特許出願件数及び特許生産性の状況

区分	大企業	中小企業	大学	公共研
特許出願件数	1,670 件	2,396 件	6,541 件	6,459 件
特許生産性 (10 億当たり)	1.3	1.5	1.9	1.0
優秀特許比率	14.6%	4.8%	3.2%	1.7%

* 2010 年政府 R&D 特許成果調査分析報告書(特許庁、2012)

また、2009 年韓国で政府 R&D を通じて創出された大学・公共研の特許 1 件当り平均技術料収入及び技術移転料は米国の大学・公共研に比較して大きな差を見せているが、これは政府 R&D に参加する研究者の知的財産に対する認識不足及び研究実績中心の特許出願によって高品質の特許が不足しているためである。

<図Ⅲ－1－8> 国家間技術移転率及び1件当たり技術移転料の比較(2009年)



* 2010年政府R&D特許成果調査分析報告書(特許庁、2012)

** 韓国は政府R&D特許だけの移転状況、米国及びカナダは大学・公共研の技術(特許、ノウハウなどを含む)移転状況

したがって、特許庁は国家 R&D 事業の効率を最大に引き上げ、強い知的財産権の創出基盤を作るため、大学・公共研究機関に知的財産研究開発戦略を支援する「研究室特許戦略支援事業」及び「政府 R&D 特許戦略専門家派遣事業」など政府 R&D 特許コンサルティング支援事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 研究室特許戦略支援事業

2007 年からスタートした「研究室特許戦略支援事業」は、政府 R&D を遂行する研究室に R&D 過程全体を対象とするオーダーメイド型 IP-R&D 戦略樹立支援を通じて、知的財産成果の創出・管理・活用の最大化を支援する事業であり、2011 年まで計 205 の研究室を支援した。

<図Ⅲ-1-9> 研究室別の IP-R&D 獲得戦略の樹立プロセス



*IP 管理・活用能力：特許情報検索能力、IP R&D 戦略樹立能力、研究ノート作成状況など

2011 年には各機関別に選抜された 40 の IP 優秀研究室に対する支援を行い、大学・公共研の産学協力団との連携を強化しつつ、コンサルティング結果物に対する権利化及び後続支援が組織レベルで行われるように事業推進体系を変更した。また、特許コンサルティング支援を通じて新規 IP 獲得戦略(221 件)、問題特許対応戦略(239 件)、R&D 方向提示(141 件)などの成果を上げた。

＜表Ⅲ－１－５＞2011年研究室特許戦略支援事業の状況及び支援内容

区分	コンサルティングレベル	支援規模	支援期間	支援内容
上半期	統合IP-R&D戦略	25研究室	14週	R&D特許技術分析を通じたIP-R&D連携戦略を支援
下半期	支援コンサルティング	15研究室		

＜表Ⅲ－１－６＞2011年研究室特許戦略支援事業の成果

区分	IP獲得戦略	問題特許 対応戦略	技術移転 戦略提示	R&D 方向提示	特許能力 向上(教育)	合計
上半期	121	175	19	76	32	423
下半期	100	64	-	65	9	238
合計	221	239	19	141	41	661

＜図Ⅲ－１－１０＞2011年研究室特許戦略支援事業の優秀事例

- (J 大文化産業研究所) 5年間の長期プロジェクトを完成するための基盤を構築するために、現在保有技術、特許弱点の分析、今後のポートフォリオ及びR&D方向を明確に設定。
- (S 大ネットワーク研究室) 進めようとしている研究方向に対して特許動向を分析することで、初期段階である研究課題が空白領域であることが確認でき、これを活用して源泉性のある特許が創出できる機会を獲得することができた。これと関連して2件の源泉特許を作り出し、追加研究を通じてポートフォリオを具体化する計画である。
- (A 研究院植物生理学実験室) 関連技術に対する市場、技術及び特許動向に対する分析結果が提供されただけでなく、IP-R&D戦略まで提供されたため、大変満足している。関連研究分野に対して把握し難かった部分に対してまで調査・分析し

てくれたため、新たに気付いたことが多く、大変役に立った。特に、D社の技術移転戦略分析は今後の戦略樹立に大変参考になると思われる。

2)政府R&D特許戦略専門家派遣事業

「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」は、政府R&D事業団及び研究団などに特許戦略専門家を派遣してオーダーメイド型知的財産ポートフォリオ構築を支援する事業であり、R&D特許センターの特許戦略専門家、政府R&D事業団、産学協力団、弁理士、技術専門家で構成された知識財産戦略委員会を中心に、支援事業団別の特許戦略コンサルティングを支援している。

＜表Ⅲ－1－7＞政府R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容

区分	戦略	所要期間	支援内容
基本戦略	戦略遂行 課題発掘	1ヶ月	事業団または研究団の基本的な状況分析を通じたR&D状況の診断、既特許出願の権利分析及び補強、核心細部課題の選定、詳細なニーズ分析など全体的な事業推進戦略の提示及び相互協議
核心戦略	IP-R&D 戦略樹立	4ヶ月	核心細部課題別の環境(市場、技術、競走上の動向など)分析、主要技術分野(Tech-tree)別の特許及び論文技術動向分析、源泉特許、障壁特許及び活用特許の発掘及び対応戦略樹立を通じた特許ポートフォリオ戦略の構築、環境及び特許分析を通じた新規R&D方向の提示、中長期的な技術ロードマップの樹立など技術獲得戦略の構築

2011年には計10の大学・公共研究機関国家R&D事業団に特許戦略専門家を派遣し、戦略的知的財産権創出戦略を樹立・支援することで、強い特許の創出を支援するとともに、知的財産教育などを通して研究者の知財能力の強化を図った。

<図Ⅲ-1-11> 政府R&D特許戦略専門家派遣事業の体系図



その結果、新規IP獲得戦略(101件)、R&D方向提示(31件)など計185件の知的財産権中心のR&D革新戦略を導き出した。

<表Ⅲ-1-8> 政府R&D特許戦略専門家派遣事業の事業成果

区分	IP獲得戦略	問題特許 対応戦略	R&D方向提 示	技術事業化	特許能力向上	合計
合計	101	28	31	13	12	185

<図Ⅲ-1-12> 政府R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例

- (A社) 原発技術分野の固有化及び海外市場進出に向けた強い特許ポートフォリオの構築
⇒(新規出願) 約38件のアイデア導出及び新規特許出願19件(2010~2011)
(固有化支援) APR+核心技術に対する固有化推進実務者協議会に参加、設計会社の固有化業務に対する法律諮問など
(オーダーメイド型戦略) 新規IP創出と並行して事業団の重点技術分野(水素保存、遊離化)対象に知財権中心の技術獲得戦略を推進
- (B社) 未来有望オミックス基盤バイオエネルギー源泉特許を獲得するためのポートフォリオを構築

⇒ (源泉特許の創出) 酵母を利用したバイオエタノールの特許/論文を分析し、源泉特許の創出及び分析

(有望技術の提示) 統合工程用酵母菌株の障壁特許分析及び空白技術の導出

(オーダーメイド型戦略) 源泉特許を引き出すため、事業団の重点技術分野(バイオエタノール)を対象に深みのある知財権中心の技術獲得戦略を推進

。(C社) ナノ構造生体エネルギー研究分野の源泉特許を確保するためのポートフォリオの構築

⇒ (源泉特許の創出) 人体移植可能な自己発電型なバッテリー源泉特許を創出するため、知財権中心の技術獲得戦略方法論を適用

(有望技術の提示) 他分野(全固体電池) 技術を本事業に適用する時、必要な expandable構造、適合性コーティング技術など特許戦略の提示

(オーダーメイド型戦略) 源泉特許を創出するため、事業団の重点技術分野(ナノバッテリー)を対象に深みのある知財権中心の技術獲得戦略を推進

ハ. 評価及び発展方向

1)研究室特許戦略支援事業

2011年の「研究室特許戦略支援事業」は研究室の特許生産性を高めると同時に、技術移転など成果拡散に大きく寄与し、参加研究室から好評を得た。2012年には支援予算及び支援課題数を大幅拡大し、「大学・公共研IP-R&D戦略支援事業」を通じて支援する予定である。

*(2011年)40課題/1,600百万ウォン→(2012年)47課題/2,820百万ウォン

2)政府R&D特許戦略専門家派遣事業

2011年本事業の支援を受けた大学・公共研の主な意見をまとめると以下のとおりである。

＜図Ⅲ－1－13＞政府R&D特許コンサルティング事業に対する主要意見

- (A 事業団) 本事業を通じて関連特許や関連研究の動向を把握でき、大変役に立った。これを基に研究団の特許出願の方向、特許管理、研究方向及び研究アイデアを獲得することができた。本課題結果を参考にして、人工光合成分野で核心特許技術を創り出せるよう研究を進める予定である。本課題を支援する特許庁のみならず、特許戦略専門家にも感謝する。
- (B 事業団) チーム別のアイデアミーティングを通じて 40 件の新規アイデアを提案することを目標に事業を進めたが、常時使用技術、重大事故対応技術、基本設計技術などに対して目標値を超えるアイデアを創り出すことができた。また、長期間事業支援を受けることができて大変役に立っただけでなく、内部からも best practice であると考えている。
- (C 研究団) 短い事業期間であったが、研究団に適した特許戦略を構築したことに対して満足している。特に、生体挿入融合電池の具体的なモデル構造に対する戦略コンサルティングを取り入れ、主要テーマにする予定である。また、傾斜基板を利用して金属表面積にナノパターンを形成する技術や粉末型 LiPON を利用して固体電解質を製作するための戦略は新しいアプローチであり、研究団に新たな R&D 方向を提示する。

「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」は、2012年には知識財産戦略委員会を主軸として基本戦略樹立(2ヶ月)と核心戦略樹立(9ヶ月)まで計11ヶ月間の特許戦略コンサルティングを推進する計画である。また、特許戦略専門家が支援事業団を定期的に訪問し、知的財産権中心の技術獲得戦略方法論とIP能力教育などを通して、短期間で高品質の成果を達成できるように取り組んでいく予定である。

4. 政府R&D研究ノート支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

政府R&Dに対する投資が持続的に拡大するとともに、研究開発情報の創出・保護・活用が重要問題として浮び上がっている。しかし、研究成果関連の紛争や技術移転の時の必須資料である研究ノートの作成率が低迷していることから、政府R&D情報及び成果に対する保護基盤作りはまだ不十分であると言える。

* 政府R&D予算の拡大:(2009)12.3兆→(2010)13.7兆→(2011)14.9兆→(2012)15.9兆(2012、国家科学委員会)

<図Ⅲ-1-14>研究ノートの定義

○ 研究ノートとは

研究者が研究の開始から研究成果の報告・発表または知的財産化に至るまでの過程と結果を記録した資料であり、研究成果の先取権及び独自性の重要な根拠として活用されている。米国など先進国では、特許紛争発生の際に発明日時などの客観的な立証のために最も重要な証拠資料の一つとして活用されている。

しかし、最近政府研究開発情報の体系的な記録・管理の上で研究ノート作成の重要性が浮き彫りになったことで、2011年から国家R&D事業を行う時は研究ノート作成を義務付けるなど*、政府レベルで研究ノート作成の活性化政策が推進されている。

* 「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第9号第1項15号研究ノートの作成及び管理に関する事項

ロ. 推進内容及び成果

2007年から「知財権保護に向けた研究ノート関連の教育・広報」事業を推進した特許庁は、2011年6月傘下機関であるR&D特許センターに「研究ノート拡散支援本部」(www.e-note.or.kr)を設立し、政府R&D事業に参加する大学・公共研を対象に研究ノート活用を促進するための多角的な支援を展開している。

行政安全部(電子文書真贋確認センター)と連携し、電子研究ノート作成時点認証サービスの提供、電子研究ノート時点認証SWの普及、研究ノートハンドブックの製作・配布、研究ノート教育、研究ノートセミナー・公募展の開催など、研究者の認識を改善するための多様な支援を行っている。

<表Ⅲ-1-9> 2011年政府R&D研究ノートインフラ構築事業の内容

区分	内容
電子研究ノート時点認証連携サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 電子研究ノートの証拠能力を確保するため、政府R&D課題を遂行している大学・公共研の電子研究ノートシステムと行政安全部の時点認証との連携を支援
電子研究ノート時点認証SWの支援	<ul style="list-style-type: none"> 機関用：大学、研究所の2機関 政府R&D課題用：23機関(政府R&D90課題、500名)
研究ノートハンドブックの製作	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発情報の記録・管理の重要性及び電子研究ノートシステム構築・運営のためのガイドを提供(1,500部配布)
研究ノートの拡散セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> 研究ノートの必要性、作成法及び活用事例の伝播に向けた研究ノート拡散セミナーを開催(230名参加)
研究ノート作成手記コンテスト	<ul style="list-style-type: none"> 研究者及び研究管理者を対象に研究ノート作成手記コンテストを開催(53機関、81名参加)
研究ノート教育	<ul style="list-style-type: none"> 研究ノートの作成及び管理方法に対する訪問教育の実施(韓国生産技術研究院の他27機関3,148名) 研究ノートの作成・管理法に対するオンライン教育(1,200名履)

	修)
書面研究ノート の普及	・書面研究ノートの様式開発及びサンプル普及(2,000部)

<図Ⅲ-1-15> 政府R&D研究ノートインフラ構築事業の関連写真

<p>研究ノート拡散セミナー</p> 	<p>研究ノート拡散支援本部ホームページ構築</p> 
<p>研究ノートハンドブック、パンフレットの製作・配布</p> 	<p>研究ノート教育</p> 

ハ. 評価及び発展方向

2012年からは正しい研究ノート制度の定着及び研究ノートの作成・管理・活用能力が早期に向上できるよう、「研究ノート総合支援事業」を推進する計画である。参加機関(4機関)を対象に研究ノートの作成・管理能力の診断、研究ノート及び知財権教育、電子研究ノートシステムの構築及びSW支援、事後管理などを総合的に支援する予定である。

＜表Ⅲ－1－10＞研究ノート活用促進総合支援プログラムの内容

区分	支援内容
研究ノート 能力診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究ノートの作成・管理状況を点検し、問題点や難点を把握 － 機関別能力診断を通じて、研究ノート使用活性化に向けた機関別オーダーメイド型戦略及び細部推進方を提示
研究ノート 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究ノートの作成・管理、特許出願方法、技術流出など知財権教育
電子研究 ノート システム 構築の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子研究ノートシステム構築のためのプロセス設計諮問 － 電子研究ノートの基本要件及び細部技術の説明 － 電子研究ノートシステムを構築・運営している機関事例を紹介 － 選定機関に適した電子研究ノートシステム構築の諮問 ・ 電子研究ノート時点認証SWの普及
事後支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間経過後、研究ノート使用安定化のための事後支援
広報支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究ノート活性化のための広報支援 － 研究ノートポスター、ハンドブック、書面研究ノートの標準様式提供など

特許庁は政府R&D事業結果が着実に蓄積されて強い特許が創出できるように総合支援事業を推進する他にも、関係機関協力支援体系の樹立に向けた「研究ノート実務協議会」の運営、研究ノート教育プログラムの専門化など、様々な活用政策を推進する計画である。

第2節 標準特許の創出支援

1. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 チョ・クァンヒョン

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でもいつも同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及び使用者環境改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。²⁰

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許²¹という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収入を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見ると貿易1兆ドルに達する輸出強国であるにもかかわらず、輸出入が増加するほど核心・源泉技術(特許)の不足で特許ロイヤルティを始め、技術貿易収支の赤字幅は毎年増加している。特に、韓国の主力産業であり、標準特許の影響力が大きい電気電子・情報通信分野は2009年全体技術貿易収支赤字金額の中で55.6%(27億ドル)を占めている。

しかし、ISO、IECなど国際標準化機関に申告された韓国の標準特許は、2011年12月の調査結果、全体の3.5%に過ぎないくらい微々たる水準である。また、標準特許は

²⁰ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

²¹ 標準文書の規格を技術的に実現する過程で必ず利用しなければならない特許で、特許請求範囲の請求項の中の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

長期間を要する標準化期間とR&D、特許、標準など個別能力の戦略的な協力によって創出されるため、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

＜表Ⅲ－1－11＞国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2011年12月)

順位	国家	数	比率	順位	国家	数	比率
1	米国	3,183	36.6%	6	大韓民国	301	3.5%
2	日本	1,719	19.8%	7	オランダ	225	2.6%
3	フランス	932	10.7%	8	イギリス	195	2.2%
4	フィンランド	866	9.9%	9	スウェーデン	195	2.2%
5	ドイツ	481	5.5%	10	オーストラリア	131	1.5%

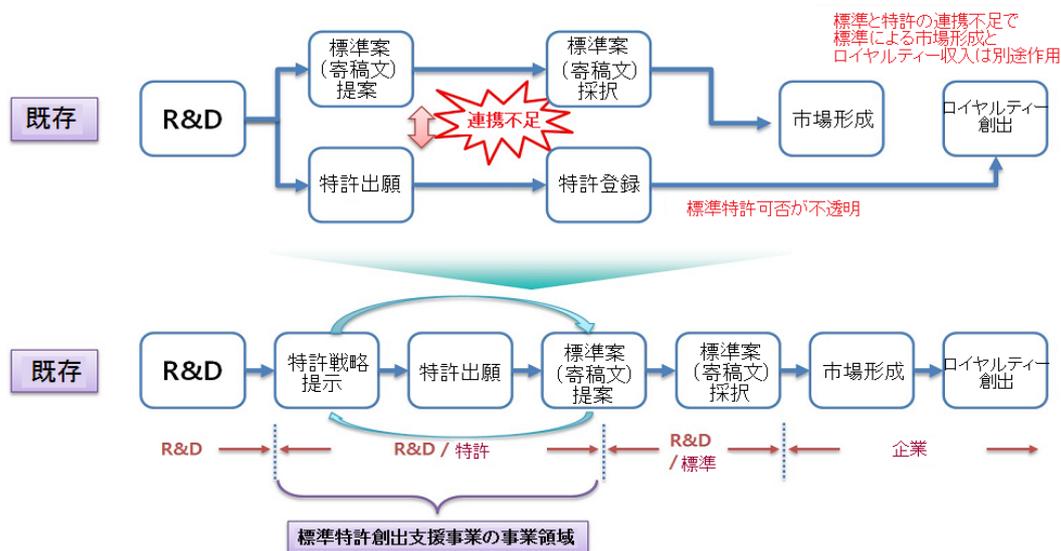
(出所：韓国特許情報院標準特許センター)

このような状況の中で、特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を構築し、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。

ロ．推進内容及び成果

標準特許分析及び戦略樹立事業は、技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&Dから国際標準案の開発、標準化活動に至るまで全段階の標準特許の創出を支援する事業である。

<図Ⅲ-1-16> 標準特許創出支援事業の概念図



従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて、優秀なR&D成果が標準特許になれるように支援する事業である。

まず、2011年にはこれまで進められきた4世代モバイル通信のような大規模なIT重点技術の標準特許戦略支援中心から国際標準化を推進する細部R&D課題遂行機関と連携して分析技術をさらに明確にし、単純な特許戦略支援から特許と標準の連携戦略を支援する方向に事業方向を切り替えた。その結果、政府及び民間R&D14課題を支援し、計91の戦略を導出し、77件の国内外特許出願とこれを反映した20件の標準案(寄稿文)がITU-Tなど国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅲ－1－12＞2011年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略 戦略提示	②特許			③標準 標準案 (寄稿文) 提案
				標準特許 発掘	特許出願	特許 補正	
次世代応用プラットフォームのための大容量WDM-PONシステム開発など14課題	ETRIなど 11機関	ITU-T SG15 など 8機関	91件	6件	77件 (国内64、 国外13)	-	20件

そして、R&Dが一定部分終了し、国際標準案の開発だけを目的とする国家標準化機関の開発課題と連携し、従来技術中心の標準案作成から標準特許の創出が可能になるように特許中心の戦略的標準案が開発できるように支援した。その結果、2011年には磁場融合通信など計7課題を支援し、標準、特許分析などを通じて49の戦略を導出した。また、これを反映した24件の国内外出願及び16件の既存特許に対して標準に適合するように補正を行った。そして、上記特許が反映された12件の標準案(寄稿文)がISO/IEC/JTC1など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅲ－1－13＞2011年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略 戦略提示	②特許			③標準 標準案 (寄稿文) 提案
				標準特許 発掘	特許出願	特許 補正	
磁場融合通信/電力伝送技術標準開発など7課題	KETI など5 機関	ISO/IEC JTC1 SC6 など5機関	49件	5件	24件 (国内 19、国 外5)	16件 (関連 標準 5)	12件

また、国内産・学・研の保有特許活用性を高めるため、保有特許と国際標準との相互比較及び分析を通じて新規標準特許を発掘し、一部補正を支援して標準特許になるように支援した。これに通じて計17機関の499件の特許申請を受け、1次申請された特許と標準を検討して比較分析が可能な144件の特許を選定した結果、計5件の標準特許を発掘し、8件に対しては標準特許になれるように戦略を提供した。

<表Ⅲ-1-14> 2011年標準特許の後続管理事業の推進成果

産学研申請特許	検討対象	標準・特許の比較分析	
		標準特許の発掘	標準特許化戦略の提供
499件(産117、学36 2、研20)	144件(産38、 学105、研1)	5件 (産1、学4)	8件 (産2、学5、研1)

ハ. 評価及び発展方向

これまで2年間余りの事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011年推進された標準特許創出支援事業は、R&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究室、研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることで、その基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

しかし、事業推進過程で支援課題の一部標準化段階がほぼ標準化完了時点で支援されたため、標準案(寄稿文)は提案したが、採択されてもその影響力が微々たるものになってしまう可能性があり、有意味な標準特許を獲得するためには、できれば標準化初期段階の課題を選定して支援する必要がある。また、R&D及び標準化期間(通常3年以上)と同事業の支援期間(単年度)が異なり、標準化進行中に特許戦略支援が中断される場合は、これまで着実に作ってきた特許が無駄になってしまう可能性があるため、これに対する対応策が求められる。

したがって、2012年からは支援課題を選定する時からR&D機関の標準化能力、標準化段階などを考慮し、さらに影響力のある標準特許が創出できるように事業を推進する予定である。また、市場性、標準特許の確保可能性、標準化段階を考慮して前年度支援課題の中から一部を選定し、標準化活動を集中支援することで、これまでの特許が最終標準特許として完成するよう積極的に支援する予定である。最後に、今後政府の支援がなくてもR&D機関が自ら標準特許を創り出せる体系を備えるよう、教育訓練を通じて自発的な創出基盤も拡大していく計画である。

2. 標準特許DBの構築及び標準特許人材の養成

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 キム・ソング

イ. 推進背景及び概要

標準特許DBの構築は、標準特許の創出・対応能力が足りない国内産学研に標準特許と関連する情報を総合的に提供するために推進された。本DBが構築される前にオン・オフライン上で提供されていた標準特許関連情報は、標準や技術動向、特定技術分野に対する特許動向と断片的な情報だけが提供された。さらに、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、情報に対するアクセスは大変不便であった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1²²、ITU、ETSI、IEEE²³など)の標準文書に宣言された特許情報及び特許プール(MPEG LA²⁴など)に登載された標準特許情報を収集・分析し、産学研が便利に活用できるよう要旨リストDBを構築

²² JTC1(Joint Technical Committee 1)：ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

²³ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

²⁴ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許のライセンスを権利者の代わりに処理する団体

する事業である。また、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上に一括提供することでアクセシビリティを高め、標準特許の創出能力が不足している国内産・学・研が標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産学研の研究開発者及び標準または特許業務担当者に標準と特許の関係を理解させ、標準特許の重要性を認識させるために推進された。

実際、産学研においてR&Dと標準またはR&Dと特許を連携した標準活動や特許活動はある程度行われているが、大半の産学研でR&D－特許－標準を連携した標準特許創出に向けた活動はほとんど行われていないため、標準特許創出能力は極めて不足している状況である。そこで、標準特許人材養成事業を通じて産学研の研究者と特許または標準担当者を対象にした標準特許教育を通じて、標準特許専門人材を養成し、産学研の標準特許の創出能力を高めていく。

ロ．推進内容及び成果

標準特許DBの構築を通じて、2009年には計2,945件に対する標準特許要旨DBを構築し、2010年には計4,000件の詳細DBとこれを含めて各種の標準特許関連情報を産学研に提供するための標準特許ポータルサイトを構築した。2011年にはETSIで宣言されたLTE-Advanced、UMTS関連の標準特許3,000件、ITU、ISO/IEC、IEEE、MPEG-LAなどに宣言された標準特許2,000件に対する標準特許要旨DBを構築し、標準特許ポータルサイトを通じて国内の産学研に提供している。

<表Ⅲ－1－15> 2009～2010年の標準特許要旨DBの構築内容

(単位：件)

標準化機関 年度	MPEG LA	IEEE	JTC1	ISO/IEC	ITU	ETSI	計
2009	2,011	627	307	-	-	-	2,945
2010	1,350	-	-	549	801	1,300	4,000

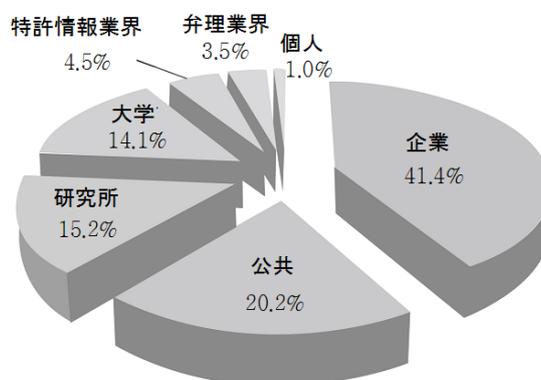
2011	500	260	509	388	343	3,000	5,000
------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

＜表Ⅲ－1－16＞2011年標準特許ポータルサイトのサービス内容

主要項目	情報構築の状況	
標準特許DB	・ 主要標準化機関の標準関連特許	31,923件
	・ 主要特許プールライセンス代行機関の標準特許	4,158件
標準特許の現状	・ 各種標準特許関連の統計状況	9種
標準特許関連情報	・ 国内外の標準特許関連ニュース及び動向標準特許関連の国内外の状況、概要及びリンクの提供	805件 150余り
教育情報	・ 国際標準特許の専門教育課程	3件
関連機関事業情報	・ 政府機関、公共機関、出捐研など関連機関の事業情報	300件
参考資料	・ 標準特許関連の技術動向、論文及び研究・分析報告書の提供	146件

産・学・研における標準特許の重要性に対する認識向上、創出戦略の拡散を図り、標準特許人材を養成するため、ソウル・京畿、大田、大邱、光州で産・学・研の研究人材を対象に標準特許創出戦略拡散教育を実施した。また、教育効果を最大に上げるため、韓国情報通信技術協会、研究開発特区と共同で運営し、計110機関198名が教育を履修した。

＜図Ⅲ－1－17＞2011年標準特許教育の履修状況



ハ. 評価及び発展方向

2011年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは13,641名であり、主要利用情報は標準特許の統計状況と主要技術動向分析資料及び標準特許の教育情報であった。主な活用実態は標準特許出願業務と標準特許企画関連及び国内外特許動向の把握であることが分かった。標準特許ポータルサイトで提供されているサービスの中で標準特許教育情報に対する利用が多かったが、相対的に教育コンテンツが足りず、産・学・研の標準特許統計に対するより詳しい情報提供へのニーズもあることが分かった。

2012年には標準化機関別の標準特許DB構築計画に基づき、上半期にはETSIのLTE-Advanced、UMTS関連標準特許3000件とISO/IEC、IEEEなど標準化機関の標準特許2,000件をアップデートし、標準特許基礎及び高級教育コンテンツを追加する予定である。また、標準特許関連の国内外の情報(ニュース、教育情報資料など)をアップデートして標準特許ポータルサイトに提供することで、産・学・研の多様なニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように支援する予定である。そして、四半期毎に主要技術分野に対する標準特許状況を分析して標準特許動向分析報告書を作成し、これを標準特許ポータルサイトを通じて配布する予定である。

そして、国内外の標準化動向情報を活用するため、技術標準院、放送通信委員会など関係機関との協力関係を拡大し、産・学・研を対象に標準特許創出を支援するために標準特許DBを拡充する計画である。



2011年人材養成のための標準特許教育は産・学・研における標準特許の重要性に対する認識と創出能力を高めるために研究開発特区及び韓国情報通信技術協会と共同で運営されている。教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、標準特許の重要性に対する認識が高まったことが分かった。また、ほとんどの教育参加者は、自分が属する産・学・研では費用と人材の不足のため標準化活動が難しく、実質的な標準特許の創出活動には制約が多いため、標準特許を創出するための専門人材が必要であると答えたことがわかった。

2012年には標準特許人材養成計画に基づき、既存産・学・研の研究人材を対象にした教育は標準化活動方法と標準と特許を連携した標準特許の創出戦略に対する内容を強化し、基礎及び高級課程で上・下半期各1回ずつ、標準化関係機関と共同で運営する予定である。また、産業界の標準特許に対する関心が高まっているため、これをバックアップできる標準特許専門家の養成に向けて弁理士研修制度を活用し、標準専門教育、実務経験の提供などを通じて標準と特許の専門性を備えた標準特許専門人材養成プログラムを開発・運営する予定である。

第2章 知識財産権に強い中小・中堅企業の育成

第1節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

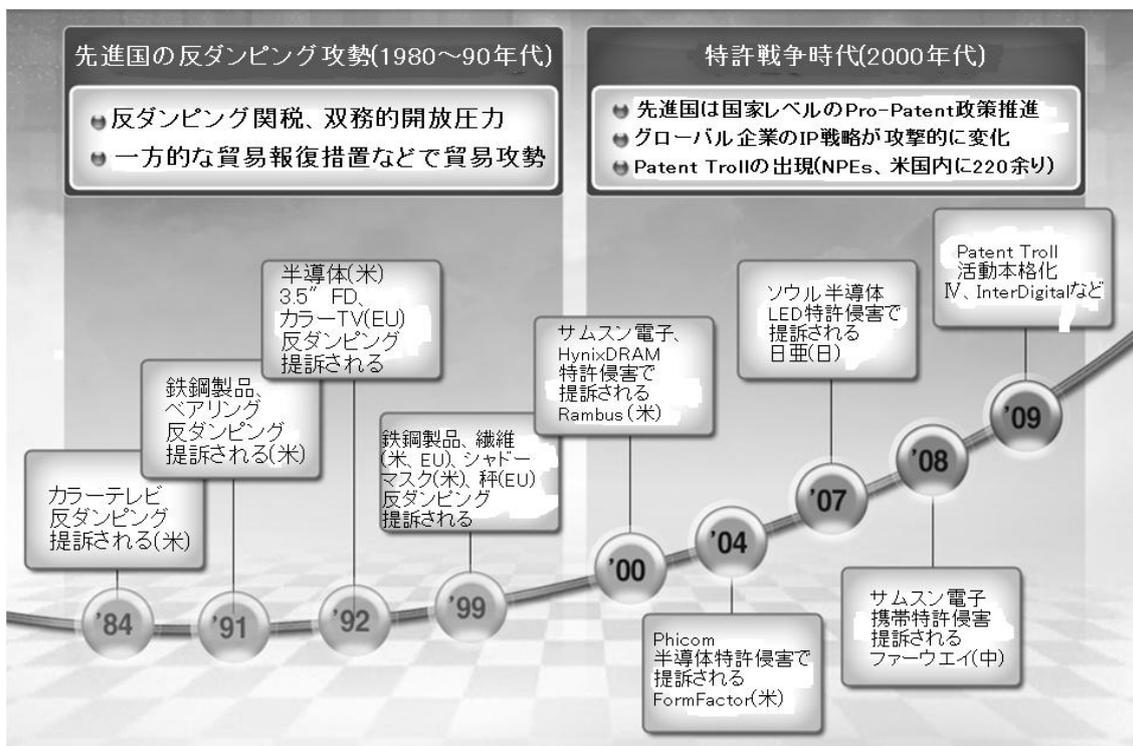
イ. 推進背景及び概要

21世紀は土地・資本など有形資産が競争力の源泉である産業社会を経て技術力・ブランドなど無形資産を付加価値創出のエンジンとする知識基盤社会といえる。

特に、無形資産の中でも特許など知的財産権分野では国家間・企業間で熾烈な紛争や訴訟が展開されつつある。一例として、韓国の中堅企業であるソウル半導体は日本企業との特許紛争で勝利をあげたにもかかわらず、訴訟費用で約5千万ドル以上を費やした。

また、米国・日本など主要先進国も知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実は多くのものを物語っている。

<図Ⅲ-2-1> 貿易紛争の展開様相



このように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的に量的投資が増加したにもかかわらず質的生産性は低かった。そこで、特許庁はR&Dの体質を改善し、効率性を高めることで、将来有望な技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

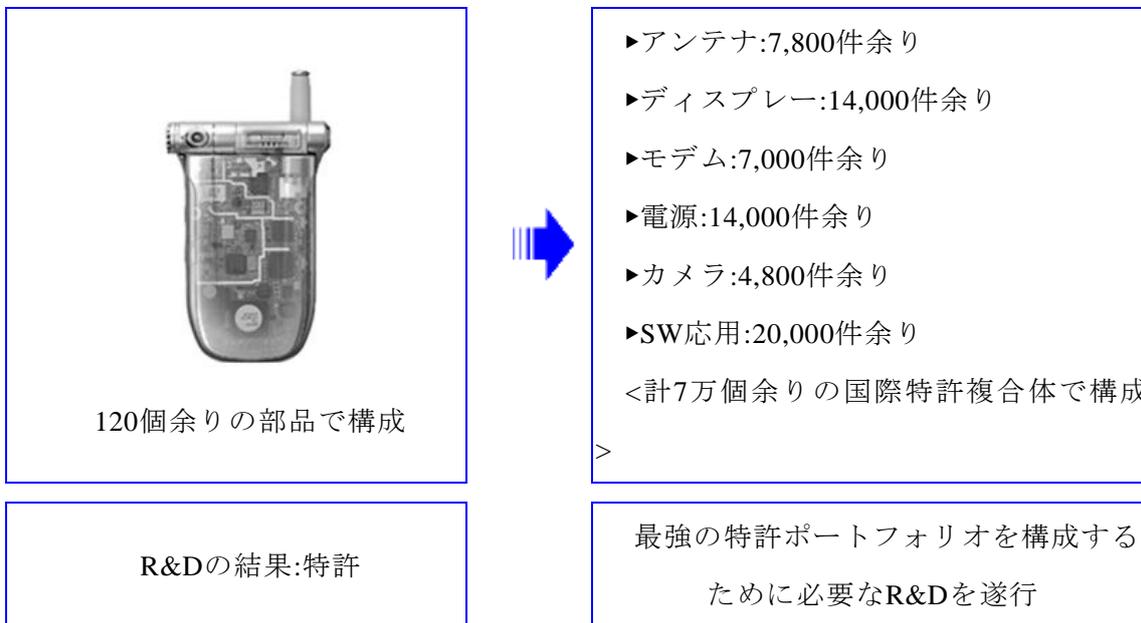
知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供することである。

これは製品を「部品の結合体」と看做す見方に、「特許複合体」という観点を追加的に加え、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占におくことである。

<図Ⅲ-2-2>製品と技術に対するパラダイムの転換

技術的な見方:部品結合体

知的財産権的な見方:国際特許の複合体



知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階)未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、自治体R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

ロ. 推進内容及び成果

2008年未来有望技術分野の中で核心・源泉特許の確保が急がれる次世代半導体、デ

ディスプレイ素材など4大分野に対して知財権中心の技術獲得戦略パイロット事業を推進し、産・学・研のR&D、知財権専門家からその有用性に対する検証を受けた。これを通じて、知財権はR&Dの単なる副産物であるという認識から、むしろ知財権ポートフォリオの結果がR&D課題であるという認識の変化を呼び寄せた。

そこで、特許庁は2009年4月17日「知的財産権中心の技術獲得戦略推進計画」を国家科学技術委員会に報告し、「国家R&Dを効率化する事業」として議決し、本格的に推進している。2009年には企業のニーズに応じて太陽電池、IPTVなど19の分野に対する「知財権中心の技術獲得戦略事業」を推進した。

2009年には19の技術分野に対する知財権中心の技術獲得戦略を通じて計1,415個の核心特許を発掘し、1,396件の知財権獲得戦略、282件のR&D戦略などを導き出し、60余りの機関に提供した。R&D課題の遂行が終わる3年後には1課題当たり2件以上の核心・源泉特許が創出され、企業の競争力をさらに高めてくれるものと期待している。また、同事業で導き出された特許連携型の国家R&D推進課題を知識経済部の「産業源泉技術開発事業」の需要調査段階に反映するなど政府R&Dの効率性向上にも貢献している。

2010年には、31の技術分野に対する知的財産権中心の技術獲得戦略を通じて計2,001の核心特許を発掘し、1,851件の知的財産権獲得戦略、353件のR&D戦略などを導き出し、35の企業・公共研究機関に提供した。

2011年には、40の技術分野に対する知的財産権中心の技術獲得戦略を通じて計1,740の核心特許を発掘し、それに対する知財権獲得戦略と398件のR&D戦略などを導き出し、40の産・学・研に提供した。また、知財権戦略の樹立を通じた特許出願(182件)及び特許紛争予防を通じた費用節減(7.7億)などのIP戦略効果とR&D期間短縮(6.8ヶ月)及び予算節減(2.7億)などのR&D戦略効果が予測でき、雇用創出、売上増加など企業の経営戦略の樹立に大きく役立ったという評価を得た。

このような知財権獲得戦略は国家と企業の核心・源泉特許の確保を目指したR&D推

進に活用され、政府R&D研究企画機能を補強し、企業の特許紛争予防及び主要企業との技術提携などに活用され、企業の強い知財権の創出及び確保を通じた収益創出、技術料(ロイヤルティー)負担の緩和、特許紛争の予防、知財権取引の促進などビジネス能力強化に役立つと期待している。

ハ. 評価及び発展方向

知財権中心の技術獲得戦略は企業のニーズや状況に合ったオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権を創出するためには必ず必要な事業として認められている。特に、現場のR&D専門家及び企業のCEOから好評を得ている。

<表Ⅲ-2-1> 支援企業優秀事例

- (W社、2011年参加) 外国企業が独占している自社主力製品に対し、先進企業の特許分析に基づいた対応戦略の樹立及び独自の製品設計を通じて、2012年から国内企業に製品販売が確定する。
- (V社、2011年参加) 燃料電池技術に対し、事業化必須技術及び源泉特許2件を含めて計37件の新規特許を創出し、導出され有望R&D分野に対する後続追加開発及び事業化が推進中である。
- (技術企業、A副社長)「国策事業として毎年数兆ウォンのR&D費用が投じられているが、むしろこの事業の方が企業が本当に望むことを理解し、将来企業にとってドル箱になりそうなものを提供してくれる感じがした。」
- (技術企業、C社長)「私は職員と共に(中略)私たちの給与を自ら削減するという決意を通じて、その財源を特許ポートフォリオによるR&D開発のための研究開発費として投入する予定であり(中略)私たちに羅針盤のような、ナビゲーターのような知的財産権中心の技術獲得戦略事業を展開してくれたことに感謝致します。」
- (技術企業、A副社長)「政府がこれほど企業のためにサービスする姿は初めて見ました。米国最高のIPコンサルティンググループに発注すれば、200万ドル以上の価値がある事業であると思います。また、会社がどの方向に知的財産権を念頭におきながら事業を行うべきかについて答えをくれているような気がします。」

2012年には、32の核心技術課題を中堅企業中心に集中支援する予定であり、産・学・研が自ら強力な特許ポートフォリオを備えられるよう、IP-R&D戦略樹立方法論の教育課程開発など様々な拡散プログラムを開発し、知識経済部、中小企業庁など機関間の協力モデルを構築して事業間のシナジー効果を最大化する計画である。

2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

イ. 推進背景及び概要

部品・素材産業分野は他の産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、次世代成長エンジンと言われる。また、部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業を競争力を高めるための支援を強化している。しかし、韓国はここ数年目に見えるくらい技術水準が高くなったにも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続き、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

代表的に2011年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は227億ドルで、2010年の243億ドルに比べて16億ドルが減少したが、依然として改善までにはほど遠い状態である。2011年電算業対部品素材分野の対日貿易赤字の比重は79.4%を占めているが、このような対日貿易赤字は部品・素材分野における国産化が低迷しているためである。

2008年大韓商工会議所の調査によると、部品・素材国産化の低迷要因として源泉技術開発の能力不足(39.1%)と海外企業の知財権先占(21.2%)を指摘している。特に、韓国の通貨危機時代、日本は核心源泉技術に対する特許網を形成し、関連技術に対する

特許ポートフォリオを構築することで、その格差をさらに広げたことも対日貿易インバランスの原因である。

部品・素材産業の競争力を強化するためには知財権(IP)を中心に未来市場の動向を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオの設計や技術獲得(R&D)の戦略が求められる。

また、それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値を創出するよう誘導する体質改善が急がれる。

特許庁は部品素材中小企業のR&Dの全周期にかけて市場価値の高い知財権が獲得できるようにオーダーメイド型コンサルティングを支援している。

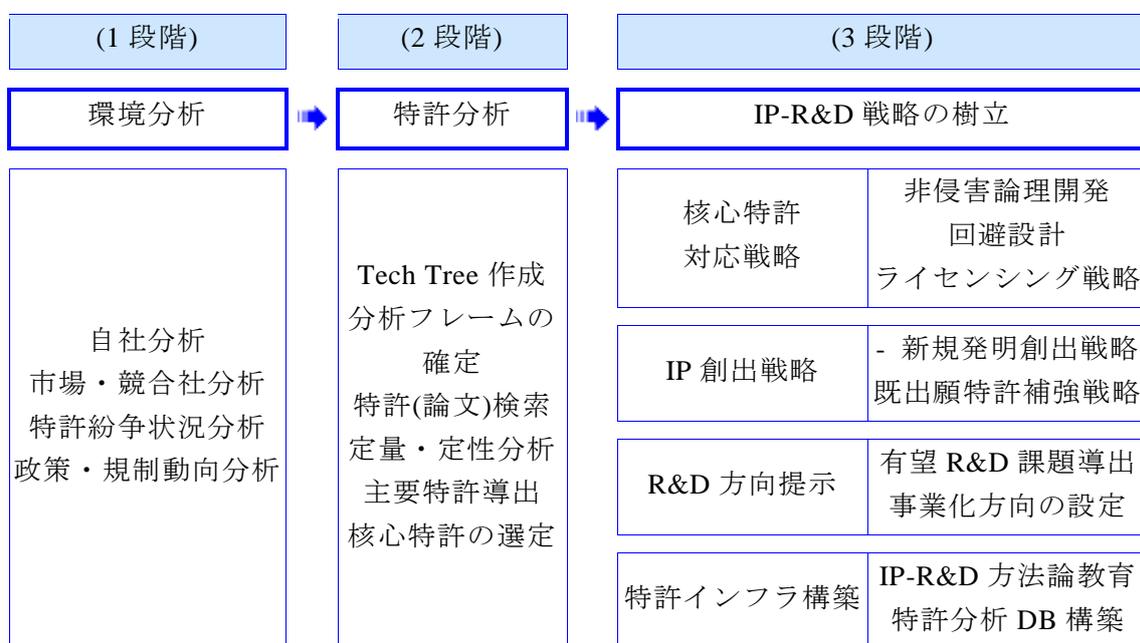
このような趣旨でR&D全周期にかけて市場価値の高い知財権が獲得できるように支援体系を構築し、部品・素材中小企業に「知的財産(IP)－研究開発(R&D)戦略」を支援している。

ロ.推進内容及び成果

IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立の3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び状況把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。次に、特許分析段階では特許(論文)の定量・定性分析を通じて核心特許を導出する。最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理開発、回避設計などの核心特許対応戦略を提示し、新規発明の創出戦略、有望なR&D課題を導出したたり事業化方向設定を提示するR&D方向の提示、特許分析DB構築などの特許インフラを構築し、参加企業にIP観点からR&Dを眺めさせる戦略を提示する。

＜図Ⅱ－2－3＞先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス



特許庁は2011年度本事業を通じて参加企業のIP-R&D戦略樹立を支援する戦略樹立課題と、既支援企業を対象に戦略履行状況診断及び追加分析で補完戦略を提示する戦略履行課題など、計82個を選定して「特許戦略専門家」を派遣し、企業オーダーメイド型・密着型知財権ポートフォリオの構築を支援した。特に、デザイン-特許、デザイン-ブランドの知財権融複合戦略樹立方法論を開発し、差別化された成果をあげた。

＜表Ⅲ－2－2＞2011年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況

(単位：件)

段階	上半期	下半期	合計
戦略樹立	40	30	70
戦略履行	-	12	12
合計	40	42	82

その主な成果としては、新規IP創出などのIP獲得戦略を企業1社当たり平均10.3件導

出し、企業が事業を展開する上で問題となり得る核心特許対応戦略、事業化や生産性向上と関連したR&D方向の提示及び特許インフラ構築戦略などが挙げられる。また、導出された新規R&D課題を関係機関と連携、または企業が独自R&D課題として進めるように誘導するなど、IP-R&D拡散に努めている。

＜表Ⅲ－2－3＞2011年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析

(単位：個)

区分	IP獲得戦略 (買入、補強、 新規)	核心特許 無力化 戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、 R&D課題)	ライセン シング 戦略	特許 インフラ 構築戦略	合計
75社*	771	1,193	345	73	186	2,568
平均	10.3	15.9	4.6	1.0	2.5	34.3

*2011年パイロット課題として推進されたIP融複合課題(7)は除く

本事業を通じて1,376億ウォンの経済的な成果と98億ウォンの対日輸入代替効果及び297名の雇用創出効果が発生するなど部品素材分野中小企業の競争力向上と雇用創出及び対日貿易インバランスの改善に寄与した。

ハ．評価及び発展方向

2011年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

＜表Ⅲ－2－4＞支援企業の優秀事例

○B社(2011年) 知財権融複合パイロット課題(デザイン-特許)としてデザインに松毬パターンなど生態模倣工学を融合し、既存製品に比べて放熱効率が42%以上アップしたLED照明を開発した。製品企画から試作品の製作まで5ヶ月で完了し、関連特許3件、デザイン8件を出願し、国内外に製品発売して3ヶ月間5億ウォン余りの売上

を記録した。

○L社(2011年) 先進企業の特許先占によって後発企業の参入が難しいレッドオーシャンにおいて、本事業を通じて新規物質15個の発掘及びそれに対する特許出願で安定的な市場参入に成功した。

○T社(2011年) 技術開発の難題を本事業で解決して海外展示会に出す試作品に適用することで、先進競合社の最新製品に反映された特許の対応戦略の樹立と改善案の導出を通じて次期モデル開発の方向を設定した。

○I社(2011年) 航空機の核心部品を国産化するための設計改善案を樹立する上で、先進競合社の特許に対する対応戦略の樹立と改善案の導出及びシミュレーションによる妥当性を検討し、部品の国産化に寄与した。該当部品の需要企業は共存協力会議で部品政策を担当する他企業に本事業を代表事例として発表した。

2012年には特許戦略の樹立だけでなく、デザイン-特許、デザイン-ブランドの知財権融・複合課題の支援範囲を拡大し、中小企業の製品競争力強化を支援する計画である。また、事業の全周期にかけて体系的な保安全管理方策を講じて、企業の核心技術の保安全管理を強化する予定である。

部品・素材産業における対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環成長を牽引することができるように知的財産権(IP)-研究開発(R&D)戦略支援事業を持続的に拡大・発展させ、核心・源泉特許を武器とする世界的レベルの部品・素材強小企業を育成することに貢献する。

第2節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

1. 地域特許総合コンサルティング事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・オクウ

イ. 推進背景及び推進内容

地域別知的財産の創出及び活用支援を通じて地域の知的財産能力及びインフラを強化して地域経済発展を牽引する目的で、2006年から特許庁と自治体が協力し、地域中小企業及び個人発明家を対象に特許情報総合コンサルティング事業を通じて特許情報の調査及び分析、特許戦略コンサルティングを提供している。

企業経営において特許の重要性がますます増加し、企業間で特許紛争が急増している現実を踏まえると、地域の中小企業を対象に現場で特許支援を行う本事業の重要性及び役割が大きくなりつつあると言える。

1)事業概要

特許情報総合コンサルティング事業は、地域の知的財産権インフラを構築するため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、特許情報の分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することで、地域の個人発明家及び中小企業などが総合的かつ体系的な知的財産権創出活動を行えるように支援している。

地域特許情報総合コンサルティング事業は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発に活用することで研究開発の効率性を高めている。一方、特許権利の確保及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化に貢献している。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50、マッチング金額2~5億ウォン内外)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に合った事業開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。

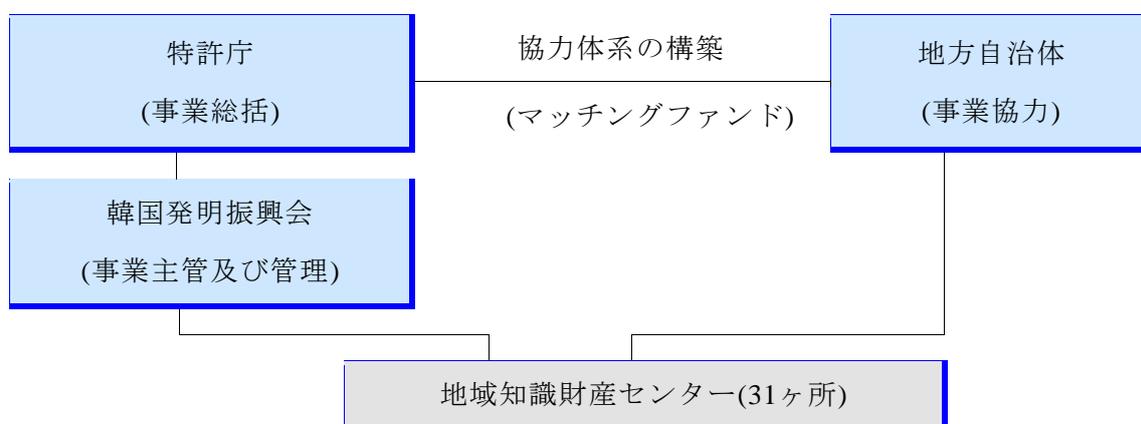
2005年に2つの地方自治体(大田、京畿)で試験的に運営し、2006年には8つの広域地方自治体、2007年には9つの広域地方自治体、2011年には17の広域地方自治体及び34の基礎自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

＜表Ⅲ-2-5＞特許情報総合コンサルティングの事業規模及び自治体マッチング状況

NO	自治体	地方費マッチング金額							
		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年		
							広域	基礎	小計
1	京畿	2.5億	2.5億	3.5億	3.5億	4.8億	4.8億	3.6億	8.4
2	大田	3億	3億	3億	5億	6.5億	8億	-	8
3	忠北	2億	2億	2.5億	2.5億	4.8億	6億	1.3億	7.3
4	忠南	2億	2億	2億	2億	3.3億	4億	7.95億	11.95
5	慶南	2億	2億	2.5億	2.5億	3.8億	4億	4.85億	8.85
6	仁川	2億	2億	3億	5.2億	6.8億	8億	0.5億	8.5
7	大邱	2億	2億	2億	2億	2億	2.5億	0.4億	2.9
8	釜山	2億	2億	2億	3億	9.5億	12億	1.5億	13.5
9	江原	-	1.5億	2億	4億	3.8億	6億	2.5億	8.5
10	全南	-	-	2億	2.5億	2.3億	5億	7.6億	12.6
11	光州	-	-	2億	2億	3.8億	4億	1.9億	5.9

12	全北	-	-	2億	2億	3億	5億	0.4億	5.4
13	済州	-	-	1.5億	2億	2億	2.4億	-	2.4
14	蔚山	-	-	-	1.5億	2億	3億	-	3
15	慶北	-	-	-	1.5億	1.5億	2億	1.26億	3.26
16	ソウル	-	-	-	3.2億	3.8億	3.5億	-	3.5
17	京畿道 第2庁	-	-	-	-	2億	2億	-	2
自治体の総マッチング金額		17.5億	19億	30億	44.4億	65.7億	82.2億	33.76億	115.96億
全体マッチング金額 (国費+地方費)		35億	38億	60億	88.8億	131.4億	164.4億	67.52億	231.9億

＜図Ⅲ－２－４＞地域特許情報総合コンサルティング事業の推進体系



ロ.細部支援内容及び及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、①中小企業に対する特許コンサルティングの提供、②特許権の確保に向けた国内外出願費用の支援、③中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ支援という3つの細部事業で構成されている。

また、成長潜在力のある地域の有望な中小企業を戦略的に発掘し、知財権に対する

集中支援を通じてIPスター企業として育成している。

＜表Ⅲ－2－6＞特許情報総合コンサルティング事業の推進における主要実績

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特許コンサルティング	3,713件	6,195件	8,604件	9,966件	9,641件
オーダーメイド型特許マップ	90件	169件	219件	176件	159件
国内外出願費用	753件	1,218件	2,110件	2,844件	3,327件

1)特許コンサルティング及び権利化の支援など

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化を支援するための特許コンサルティング及び権利確保への支援をワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。特許情報総合コンサルティングは特許分野で一定の経歴を有する専門家を特許コンサルタントとし採用して実施している。また、特許コンサルタントは地域知識財産センターを設置して運営する機関の契約職員という身分になる。

まず、特許情報総合コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することに焦点を当てている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援なども含まれている。

2011年には計9,641件の特許コンサルティングを支援し、オーダーメイド型特許マップ159件、国内外出願費用3,327件などを支援した。

＜表Ⅲ－2－7＞地域知識財産センターの設置状況

広域市道	センター名	指定機関	登録日付
------	-------	------	------

ソウル	ソウル	(財)ソウル産業通商振興院	2009. 2.18
仁川	仁川	仁川商工会議所	2001. 7. 1
京畿	水原	水原商工会議所	2001. 7. 1
	富平	富平図書館	2003. 1.13
	京畿	(財)京畿テクノパーク	2003.10.16
	富川	富川産業振興財団	2005. 7. 5
	京畿北部	京畿北部商工会議所	2010. 2. 2
江原	江原	江原道産業経済振興院	2001. 7. 1
	春川	韓国発明振興会江原支部	2001. 7. 1
	江陵	江陵商工会議所	2003.10.16
	太白	太白商工会議所	2005.11.18
忠北	忠北	清州商工会議所	2001. 7. 1
	忠州	忠州商工会議所	2005. 7. 5
忠南	忠南	天安商工会議所	2001. 7. 1
	瑞山	忠南西部商工会議所	2005.11.18
大田	大田	(財)大田テクノパーク	2008. 4. 1
慶北	慶北	浦項商工会議所	2001. 7. 1
	亀尾	亀尾商工会議所	2001. 7. 1
	安東	安東商工会議所	2005.11.18
慶南	慶南	昌原商工会議所	2001. 7. 1
	晋州	晋州商工会議所	2001.12.24
大邱	大邱	大邱商工会議所	2001. 7. 1
釜山	釜山南部	韓国発明振興会釜山支部	2001. 7. 1
	釜山	(財)釜山テクノパーク	2003. 3.17
蔚山	蔚山	蔚山商工会議所	2001. 7. 1
全北	全北	全州商工会議所	2001. 7. 1

	群山	韓国発明振興会群山支部	2011. 3. 2
全南	順天	順天・光陽商工会議所	2001. 7. 1
	全南	木浦商工会議所	2005. 7. 5
光州	光州	韓国発明振興会光州支部	2001. 7. 1
済州	済州	済州商工会議所	2001. 7. 1
31センター			

2) 中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援

特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業にとって、特許情報を分析・活用し、企業のR&D方向の設定、競合社の技術開発動向の分析、特許リスクの回避などに向けた戦略を立てることは大変難しい作業である。

そこで、特許情報総合コンサルティング事業ではオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援を通じて、地域中小企業を対象に特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を支援し、企業にとって実効的な研究開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立をバックアップしている。

2006年60件のオーダーメイド型特許マップ作成支援を始めに、2007年には90件、2011年には159件のオーダーメイド型特許マップ作成を支援し、分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業R&D方向の設定など中小企業の知的財産戦略の樹立を支援した。

3) IPスター企業の育成

特許庁は地域中小企業の知的財産の創出・活用を強化するため、IPスター企業の育成に力を入れている。IPスター企業の育成政策は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して先行技術調査、出願費用、オーダーメイド型特許マップ、試作品の製作などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの

連携を通じて特許庁の審査官や特許コンサルタントによるオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の体表的な企業として成長できるように支援することが目的である。

2010年には108社、2011年には203社の地域中小企業をIPスター企業として育成するために集中支援した。2011年に選定・支援したIPスター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけに、2011年には前年に比べて売上が25.5%、雇用規模12.7%がそれぞれ増加したことが分かった。

<表Ⅲ-2-8> IPスター企業に対する支援の成果(2011年)

区分	2010年スター企業 (108社)	2011年スター企業 (203社)
IP出願増加率	10.7	△1.91 (中小企業△17.56)
売上高増加率	30.3	25.5
雇用規模増加率	6.4	12.7
専担人材保有企業増加率	13.2	9.9
職務発明補償実施増加率	19.3	18.0

<表Ⅲ-2-9> 2011年IPスター企業の現状(203社)

NO	センター	企業名	分野(業種)
1	仁川	(株)バイオFDNC	化学/バイオ
		(株)SNPワールド	化粧品容器製造
		(株)エコマイスター	機械
		(株)ユソン継電	電気/電子
		チョンエックスアジア(株)	電気/電子
		(13)	

		(株)シングァン産業		機械
		(株)コリナ		流し台製造
		(株)NEXIO		電気/電子
		(株)インケルPA		電気/電子
		(株)エバーネット		電気/電子
		(株)イルヤハイテク		電気/電子
		(株)モリス		オフィス用品製造
		(株)セルトリオン		生物学的製剤製造業
2	京畿	(株)ISCテクノロジー	(10)	電気/電子
		APシステム(株)		機械/金属
		(株)ハレックス		電気/電子
		シンジンエムテク(株)		機械/金属
		(株)FRテク		電気/電子
		(株)ナノブリック		電気/電子
		(株)セミシスコ		電気/電子
		(株)EMOT		電気/電子
		(株)テス		半導体装備製造
		(株)ジンヨン電気		機械/金属
3	京畿 北部	(株)韓国KINGYOO電子	(7)	電気/電子
		デボハウジング(株)		機械/金属
		(株)セコニックス		電気/電子
		(株)GTECHインターナショナル		電気/電子
		(株)P.S.TECH		機械/金属
		天然エネルギー(株)		機械/金属
		(株)シンプルライン		電気/電子
4	ソウル	INBエアー(株)	(10)	電気/電子

		(株)CLPHARM		化学/バイオ
		(株)SUDOプレミアムエンジニアリング		機械/材料
		現代インフラコア(株)		電気/電子
		(株)IDSIS		電気/電子
		(株)TOOLGEN		化学/バイオ
		(株)DNASOFT		電気/電子
		(株)NTL		電気/電子
		(株)CKNB		電気/電子
		(株)コヨンテクノロジー		電気/電子
		(株)科学技術分析センター		情報/通信
5	大田	WINテクノロジー(株)	(13)	電気/電子
		(株)OMICISIS		化学/生命
		チャンシン情報通信(株)		情報/通信
		(株)NEWGRID		情報/通信
		(株)CIOS		電気/電子
		(株)チャンチュンドン王豚足		化学/生命
		(株)VSI		電気/電子
		(株)COXEM		電気/電子
		(株)GENDOCS		化学/生命
		(株)ZINITIX		電気/電子
		(株)WIWORLD		情報/通信
		(株)RPMTECH		機械/金属
6	忠北	(有)チョンテク	(17)	電気/電子
		(株)DASSTECH		電気/電子
		(株)ソンウ特装		機械

		(株)セイルハイテク		化学
		(株)ADDウェルビーイングテク		建設
		(株)HMAX		バイオ
		(株)ZENITHワールド		電気/電子
		(株)HURUM		バイオ
		(合)トンソコンクリート		建設
		テホ(株)		機械
		ソボ産業(株)		建設
		EOテクノロジー(株)		電気/電子
		コリア-ダック(株)		バイオ
		コスモ精密化学(株)		化学
		KOSIバイオ(株)		バイオ
		FMエグテク		バイオ
		(株)META-BIOMED		バイオ
7	忠南	ADM21	(13)	機械
		SMテクテックス		化学
		ウヨン産業		機械
		テカシステム		電気/電子
		CRUCIALTEC		電気/電子
		BIWONテク		電気/電子
		D-MINDテク		機械
		ヨン化学		電気/電子
		セゾンENC		機械
		ミゴン医療機		機械
		オールパックモール		機械
		テソン電装		電気/電子

		ウリ生命科学(株)		獣医業製造
8	釜山	(株)第一油圧	(17)	機械
		(株)ソニイルSIM		機械
		テチャンメタル株式会社		機械
		(株)TREKSTA		靴製造
		(株)ファイン		機械
		(株)LIOELE		化学
		(株)BICOM		電気/電子
		(株)HELIXケア		靴製造
		(株)サムチャンSC		機械
		ソンジンエンジニアリング		機械
		(株)DUTコリア		機械
		テソンENG		電気/電子
		株式会社コグアンUVC		天井材製造
		(株)JPSマイクロテク		化学
		ネガクロン		機械
		(株)イルファゴンヨン		機械
		(株)コリノックス		機械
9	大邱	DENSTAR	(11)	歯科用機器製造
		図形精密		機械/金属
		(株)ロハス		電気/電子
		(株)モドゥンエレベーター		機械/金属
		(株)ソンジン通商		製造
		(株)ユソンFT		機械/金属
		立体コーポレーション		機械/金属

		(株)キングテク		機械/金属
		韓国物産		製造
		(株)韓国消防器具製作所		機械/金属
		(株)ジンヤンオイルシール		化学/生命
10	慶南	(株)AUTOELEX	(12)	機械
		KJI工業(株)		バイオ
		(株)SUNPREIN Co.		機械
		(株)BABELシステム		電気/電子
		晋州バイオフード		バイオ
		カンナム産業		機械
		(株)テホINT		電気/電子
		(株)NTテク		機械
		(株)ハンセルテク		電気/電子
		テリム産業(株)		機械
		(株)テミョンエンジニアリング		機械
		(株)JR		バイオ
11	蔚山	(株)ENFテクノロジー	(8)	化学
		トクサン産業(株)		機械/金属
		(株)ベバストドンヒHoldings		機械/金属
		(株)チュンサン企業		機械/電子
		SIS(株)		機械/金属
		(株)韓国モールド		機械/金属
		トクサンハイメタル(株)		電気/電子
		(株)トンヒ産業		機械
12	慶北	メクソムソクGM(株)	(9)	バイオ/機械
		(株)テウオンGSI		機械

		(株)アプライドカーボンナノ		化学/素材
		(株)SYNOPEX		機械
		DISEC(株)		機械
		WINTEC(株)		電気/電子
		シリコンバレー(株)		電気/電子
		(株)ETA		電気/電子
		BKSOFT		ソフトウェア
13	江原	テサンENC(株)	(14)	化学/建設
		トンジンメディカル(株)		医療機器
		(株)クレミ		食品
		(株)ハナCNS		機械
		サムソン生薬(株)		食品
		(株)DOOSANエコビズネット		機械
		(合)現代鉄具産業		機械
		(株)グッドプル		医療機器
		(株)プラコ		製造
		(株)イノファニ		機械
		ナノインテク(株)		機械
		メガメディカル		医療機器
		(株)AGI		バイオ
		(株)ケアテク		医療機器 製造業
14	全南	(株)ヒョンジン企業	(13)	機械
		(株)ニューテク		機械
		(株)W1		機械
		へピョ産業(株)		機械
		(株)東洋環境		機械

		(株)潭陽韓菓ミョンジン食品		食品
		(株)チャムドンマウル		食品
		(株)自然と未来		化学
		(株)ELIX		その他
		(株)SOLTREE		食品
		(株)健康を守る人たち		食品
		(株)ZIVON COSMETIC		化学
		(株)スプロ		その他
15	光州	SOLENSYS(株)	(13)	電気/電子
		THELEDS(株)		電気/電子
		フォンシステム(株)		情報/通信
		(株)ハンドンテク		電気/電子
		(株)オープンテクノロジー		電気/電子
		(株)アルゴコリア		化学/生命
		(株)IBT		電気/電子
		(株)XLT		電気/電子
		(株)DAYOU A-TECH		機械/金属
		イントップスLED(株)		電気/電子
		(株)ユーマン電子		電気/電子
		(株)ニューピア		電気/電子
		ジュンENC(株)		機械/金属
16	全北	(株)ウンファ	(15)	化学/生命
		(有)ETI		建築/建設
		GLONM(株)		化学/生命
		DICSビジョン(株)		情報/通信
		(株)HM環境		機械/金属

		(株)RHEOFORGE		機械/金属
		(株)エコプロテックSH		その他
		(株)CMD技術団		化学/生命
		(有)ウォンジナルミニウム		機械/金属
		(株)ヘットルナル		化学/食品
		(株)ENEテック		機械/金属
		バイハブ株式会社		化学/生命
		(株)DEC全州工場		製造、卸
		(株)セウォンハードフェーシング		製造
		満船営魚組合法人		化学/生命
17	濟州	ミリュンECO(株)	(8)	機械/金属
		(株)サムダ		食品加工
		(株)LG産業		電気/電子
		(株)テリム商社		食品加工
		(株)テイルCM		電気/電子
		農業会社法人(株)OH ‘濟州		食品
		ソムン企業		製造
		ドゾンシステム		機械/金属

ハ. 評価及び発展方向

特許情報総合コンサルティング事業は企業が必要とする分野の特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台に技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘し、先行技術調査、出願費用支援、試作品製作などを支援するIPスター企業を2010年108社、2011年には203社選定・支援し、特許庁審査官出身のコンサルタントを通じた中小企業知的財産経営コンサルティング

事業と連携して、オーダーメイド型知的財産経営コンサルティングの提供も持続的に推進した。

2011年からは従来広域地方自治体とだけ事業費マッチングをしたものを、基礎地方自治体とも事業費マッチングを通じて同事業に参加できるようにした。また、これまでの一方的な支援形態から脱し、各地域の知財権ニーズと特性に従って知財権支援の規模及び方式を変更し、需要者中心のOne-Stop総合コンサルティングサービスを提供している。

2. 中小企業知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・ソクヒョン

イ. 推進背景及び概要

世界は現在土地など伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別的な技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会に突入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の知財権の創出・活用・保護を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業は国内または海外において製品と関連する優秀特許の確保、競合社との知財権紛争の可能性など知財権関連の懸案を認識し、特許庁はその解決策に対する中小企業からの問合せを持続的に受けてきた。特許庁が小企業を対象にコンサルテ

ィングを支援する前は、主に担当審査部署で個別的に電話相談を受けてきたが、該当企業に対する体系的な支援までは至らなかった。

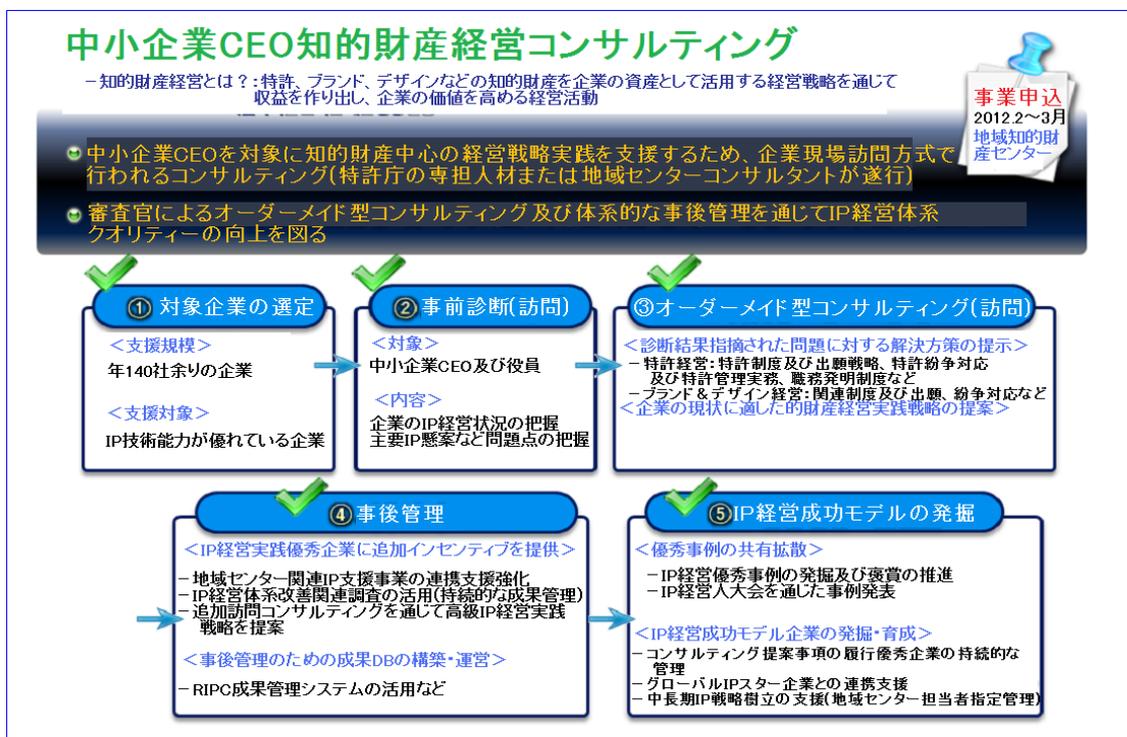
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供した結果、良い反応を得た。特許庁は特許の他に、商標、デザインに対する中小企業からのコンサルティング需要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足させた。

先進国の事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。²⁵ 特許庁の中小企業を対象にした知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずるといえる。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専担人材と地域知識財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専担組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野をもとにオーダーメイド型コンサルティングを提供するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専担人材だけでなく、公益弁理士、弁護士など民間のIP専門家を活用したコンサルティングも実施する。

²⁵ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/を参照

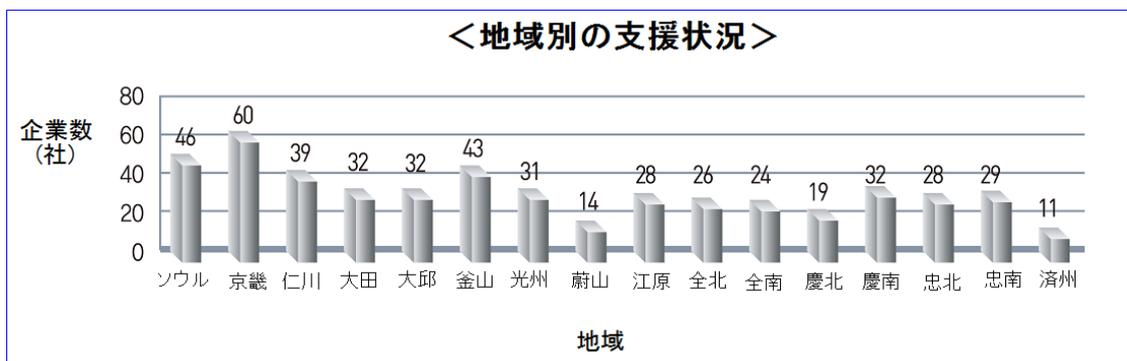
<図Ⅲ-2-5> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



ロ. 推進内容及び成果

中小企業知的財産経営コンサルティングは2006年34社の中小企業を対象にスタートし、2007年から2011年まで計500社余りの企業に特許。ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援し、年鑑平均99社、地域別には平均31社の企業を支援した。

<図Ⅲ-2-6> 中小企業知的財産経営コンサルティングの年度別支援状況



コンサルティングを通じて自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がより体系的に行われるよう、特許マップ及びIP経営戦略報告書を提供するなど知的財産経営に対する中小企業の認識改善と業務担当者の実務能力の強化に力を入れている。また、2011年には中小企業のIP経営を改善するために170件余りの具体的な実践方案を提示した。

<図Ⅲ-2-8>2011年コンサルティングの主要内容及び分布

(単位：件、%)

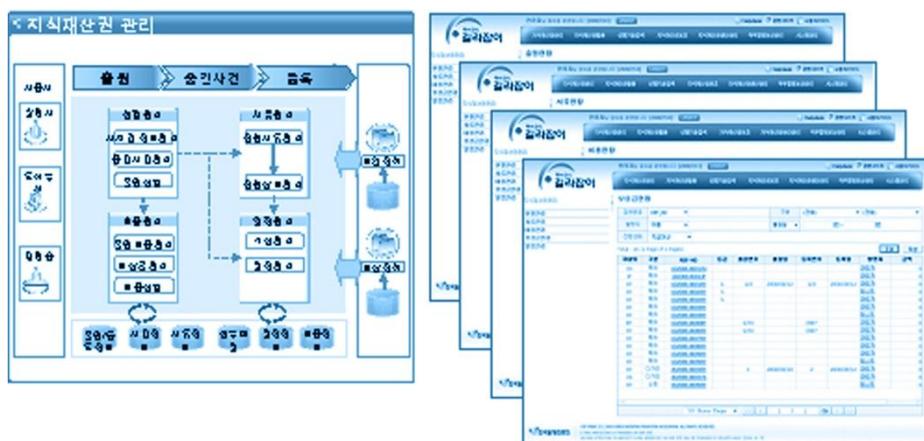
コンサルティングの主要内容	件数	構成比
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 知財権出願戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 出願戦略樹立の必要性 - 自社技術の権利化及び請求範囲の作成方案 - 海外市場に参入するための知財権出願戦略 	51	29.8
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 支援事業の案内 <ul style="list-style-type: none"> - 資料及び情報提供、懸案に適した制度の案内など 	32	18.7
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自社技術開発戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 先行技術を活用した空白・回避技術の設計 - 特許動向調査を通じた研究開発 - 競合社の動向把握 - 研究開発事業の妥当性検討方案 	26	15.2
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 知的財産基礎相談及び認識向上 	16	9.4
<ul style="list-style-type: none"> ◦ IP経営のための戦略方案 <ul style="list-style-type: none"> - IP経営の概念及び必要性 - 専担人材及び専担部署の管理戦略 	14	8.2
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 訴訟及び紛争の対応策 <ul style="list-style-type: none"> - 紛争事例の提示及び紛争対応策 	7	4.1
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 知財権の活用戦略 	6	3.5

- 技術取引、実施、評価などを通じた事業化戦略		
◦ 他機関による支援事業の紹介及び活用戦略	4	2.3
◦ 保有知財権に対する検討及び改善事項の提言	3	1.8
◦ 営業秘密 - 概要及び関連支援事業の紹介	2	1.2
◦ その他	10	5.8
計	171	100

中小企業はコンサルティングを受ける中でコンサルティング、特許管理のためのソフトウェア(S/W)の支援などを持続的に求めてきたため、そのような企業からのニーズを反映し、特許管理S/Wを開発してコンサルティング支援を受ける企業に提供した。

特許管理S/Wは知的財産権を創出するための知的財産権の企画、出願、中間登録及び活用計画など体系的な管理プログラムであり、中小企業における知財権業務の効率を増進するために開発された。特許管理のためのS/W開発及び普及を通じて、企業は知的財産経営の能力を強化することができた。

<図Ⅲ-2-9>特許管理S/Wの実行画面(例)



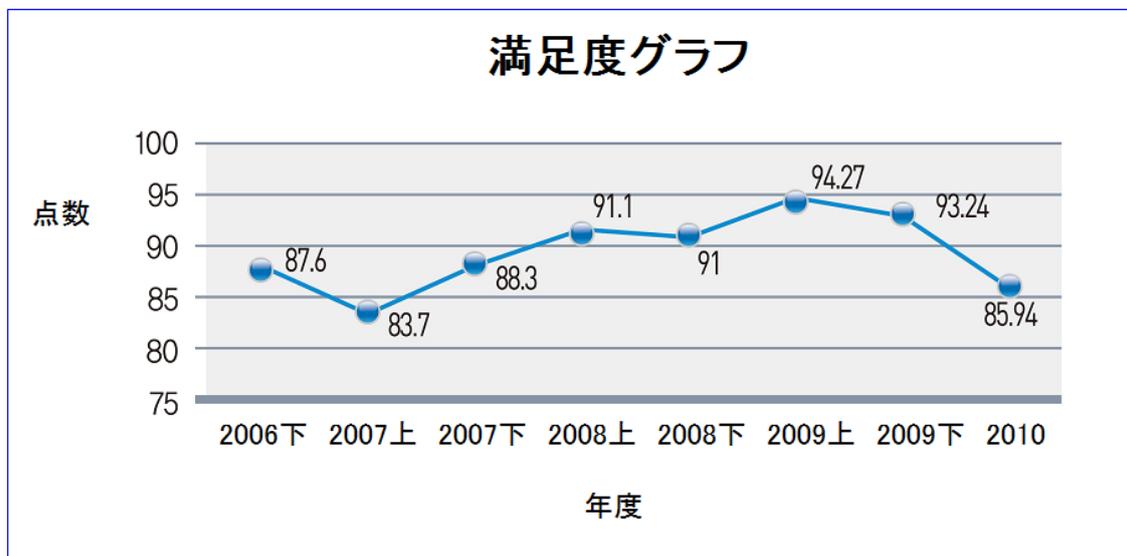
コンサルティングの後も「中小企業特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン・経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きのガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供し、企業のCEOや担当人材が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

ハ．評価及び発展方向

中小企業知的財産経営コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営の基盤構築支援は、中小企業が優秀知財権を確保して自ら知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティング以後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象に、支援に対する満足度調査を行った結果、コンサルティングに対して高く評価していることが分かった。このような結果は中小企業を訪問する専門担当者の専門性と努力の結果であると言える。2010年からは完成度の高い知財経営コンサルティングを実行するため、満足度調査項目をさらに具体化・体系化して再設定した。ただし、知財経営に対する中小企業CEOの期待水準が高まったため、前年比満足度点数は多少低くなったが、コンサルティングに対する需要は引き続き増加する傾向を示している。

これはコンサルティングを受けた中小企業CEOから特許庁長宛に送られてきた感謝の手紙からも読み取ることができる。

<図Ⅲ-2-10> 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



<図Ⅲ-2-11> 中小企業CEOからの感謝の手紙

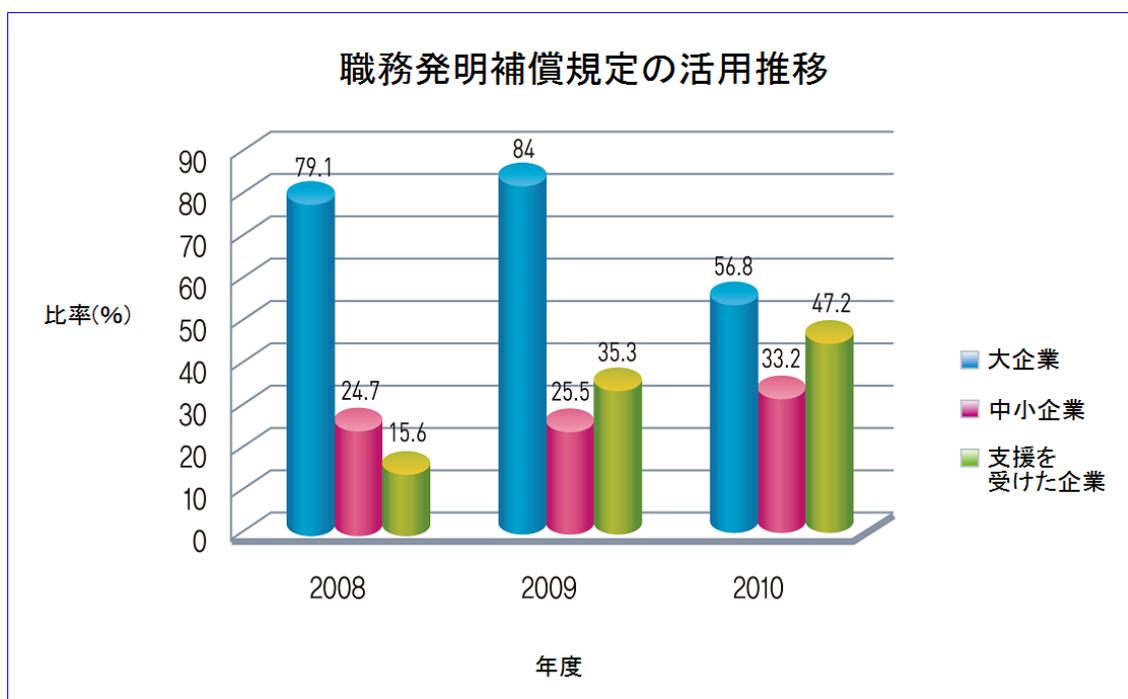
안녕하세요.
 (주)에일전자 대표이사 김용규입니다.
 지난 12월 11일 발명대전에서 금상을 수상하여
 청장님께 상장을 수여 받은 사람입니다.
 청장님을 뵈게 되어 영광입니다.
 폐사는 특허청에서 시행중인 지식재산경영 컨설팅
 지원을 받으며 특허의 질을 판단계 높이게
 되었습니다. 그동안 무조건 출원만 하면
 되는 줄 알았지만 이제는 특허 전략과
 특허 map 의 중요성을 알았습니다.
 또 인천에서 특허 스타 기업에도 선정되어
 PM 지원 사업도 받아서 영업하는데 많은 도움도
 받고 있습니다.
 폐사도 특허 강국으로 가는 길에 앞장서서
 열심히 노력하겠습니다.
 청장님? 새해 복 많이 받으시고
 건강하세요.
 감사합니다.

弊社は特許庁が施行中である知的財産経営コンサルティング支援を受けたことで特許の質を更に高めることが出来ました。これまでただ出願さえすれば良いと思っておりましたが、今は特許戦略と特許マップの重要性に気付きました。また、仁川で特許スター企業として選定され、PMの支援も受け、営業に大変役立ちました。

弊社も特許強国を目指す上で少しでも役に立てるよう頑張ります。

中小企業知的財産経営コンサルティング提供企業に対する満足度調査の結果、絶対多数の中小企業経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用する計画があると答えた。このような事項は2009年コンサルティングを受けた企業の、2010年末知的財産経営体系の中で企業の職務発明補償規定の活用推移から確認することが出来る。2009年～2010年の職務発明補償規定の活用状況を企業類型別に見ると、大企業は27.2%ポイントの減少、一般中小企業は7.7%ポイントの小幅増加を記録したが、コンサルティング支援を受けた企業は11.9%ポイントの増加を記録した。また、企業の平均売上高及び雇用人材を見ても、2010年コンサルティングを受けた企業を対象にコンサルティング前後の平均売上高は34%、平均雇用人材は11.7%の増加を記録し、コンサルティングが企業の認識転換と経営体系の改善に貢献したことが分かる。

<図Ⅲ-2-12> 企業類型別の職務発明補償規定の活用推移



その他にもパッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業、IP経営先導企業などを選別して民間のIP専門家を企業に派遣するなど集中的に支援したことで、

国内中小企業の実情に適した知的財産経営の成功モデルを創出した。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営全体にわたって総合的な支援を受ける。これを通じて短期的には支援を受ける企業における知財権の懸案を解決することができるだけでなく、中長期ときにはIP経営戦略が立てられることから、企業の基礎体質の改善はもちろん、競争力の強化にも大きく役立つものと期待している。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許大典での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングと連携支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。

また、中小企業の知的財産認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から、事業化及び還流までワンストップトータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

添付： 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

○ 特許経営コンサルティング	
特許経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明 (中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度 及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行技術調査など特許検索方法の説明

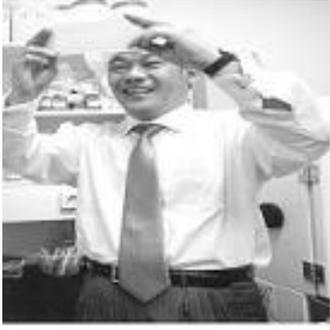
	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の 対応	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明
特許事業化及び 取引・評価	<ul style="list-style-type: none"> －特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策の紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)
職務発明制度	<ul style="list-style-type: none"> －改正職務発明制度の紹介 －企業の職務発明報償規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導
○ ブランド経営コンサルティング	
ブランド経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －商標制度、出願手続き・戦略の紹介 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
商標情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行商標調査などの商標検索方法の説明 －企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －商標分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介
○ デザイン経営コンサルティング	
デザイン経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度 及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 －デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報 の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行デザイン調査などデザイン検索方法の説明 －企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争 の対応	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

添付2：知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業のCEOインタビュー内容





새로운 타임의
필름형 구강청량제
'인기몰이'





의 도전이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 하반기부터 케 이블 광고를 시작으로 지파철 광고, 나아가서는 베이비급 TV 광고 등을 통해 인지도를 확보하는 데 권역을 기울여 시장에서 선두지위를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고 의 기술을 자랑하는 자음의 기술력에 안주하지 않고 다양 한 분야에 진출이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적 으로 정력을 기울일 것입니다.”

지난달 비차발리불평사에 공차 후환사로 나선 것도 그러한 후로 권력의 하나, 하반기에는 잡지 저널 광고를 비롯해, 케 이블 TV 3개 채널, 지파철, 데이비 커워드 광고 등 골격적 인 홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 접목, 전세계 제약업계에서 자리매김할 터

장식준 사장이 경영을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것 을 '무엇보다 우리 회사의 생산제품이 내림에 100% 만족 하는, 1등 제품이어야 한다'는 것이다.

"내가 만든 제품에 자식같이 있어야 한다는 흥분 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일즈를 할 수 있습 니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이른, 중소기업이지만 제품 비로하여 세월관 20년 권력원은 우리 제품이 이제 1등 제 품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대 가가 주어져서 않아도 모두가 뽕뽕 뽕뽕 비제의 꿀을 위해 노력할 수 있는 것이므로, 저 스스로 그런 직원들에게 지금 은 중소기업으로서 힘들거면 회사 성장과 함께 상심 불 대 기업 보지않은 대우를 해줄 것을 약속하고 있습니다.”

한편 인터뷰 일리에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨 으로 활동할 장석준 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬웠던, 그리고 고마웠던 경험을 이야기하며 신진적인 중소 기업 육성 환경화에 대한 비관의 마음을 전했다.

"현재 시라준인 제품의 브랜드명이 애니메이션입니다. 하지 만 처음에는 아이메이션이라는 브랜드로 등록을 했었지요, 그 런데 8개월 만에 '정기'가 나왔습니다. 포스터, 라벨, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 금전 손실은 물론 사업 일정에 도 차질이 불가피해 잠시 심각한 상황을 경험했었습니다. 한편 후원한 기회에 특허청이 중소기업의 준 건설업사업 에 참가하게 되었는데 급입력 시험과 더불어 전심 어떤 도 움을 받으면서 저 입장에서는 정말 큰 힘이 된 경험이 있 습니다. 모두가 중소기업 특성을 강조하지만 알뜰한 중기 육성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 전정 으로는 중소기업에 도움이 되는 중기 육성이 이루어졌으면 하는 바램입니다.”

의류비즈니스, 화장품비즈니스 등 평생을 국내에서 미 크니스의 함께 전제가 깊은 특성의 CEO, 장식준 사장, 그 는 이제껏 '돈을 쫓아서 일한 적은 단 한 번도 없었다고, 단지 하고 싶은 일을 쫓아서 최선을 다했노라'고 말한다. 그리고 그런 그가 지금 '가식성 필름 원천기술을 접목, 전 세계의 제약업계에 이를 최너를 난기했다'는 뜻을 향해 매 진하고 있다. 특성의 CEO, 장석준 사장이 그가 꿈은 '클 루오션'의 세계에서 마음껏 나태를 펼치기를... 기대한다.

문의: 02-466-7007

3. 地域ブランド・デザイン価値の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 キム・ゾンギョン

イ. 推進背景及び概要

地域所在の中小企業はブランド・デザイン開発の際、予算及び専門人材不足を訴えているが、開発人材の非専門性及び権利化に対する認識不足で紛争などの経営負担に積極的に対応できていないのが実情である。(資金不足36.1%、専門人材不足34.3%2007Design Census、KIDP)地域ブランド・デザイン価値向上事業は、このような要求を積極的に解決するために地域中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権で権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化するために2010年からスタートした。

ロ. 推進内容及び成果

1)事業概要

地域ブランド・デザイン価値向上事業は、地域中小企業にブランド・デザイン経営コンサルティングを実施すると同時に、ブランドと製品デザイン開発支援事業を通じて企業の経営環境を改善して知財権を強化することで、地域の雇用創出と地域経済活性化を目的としている。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果性と責任性を担保し、地域別特性に適した事業支援を通じて地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2011年度にはブランドで14地方自治体、デザインで10地方自治体とマッチングファンドを構成して事業を展開した。

＜表Ⅲ－2－10＞2011年地域ブランド・デザイン価値向上事業の内容

主要支援事業	内容	支援金額(1件当たり)
国内出願費用支援	地域中小企業の国内権利化費用を支援	国内：25万ウォン以内
国外出願費用支援	地域中小企業の国外権利化費用を支援	海外：250万ウォン以内
ブランド新規開発支援	優秀中小企業製品のブランド新規開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	ブランドリニューアル開発支援	2,000万ウォン以内
	非英語圏ブランド	非英語圏国家に進出する中小企業の現地語ブランド開発などを支援
国内出願費用支援	地域中小企業の国内権利化費用を支援	国内：35万ウォン以内
国外出願費用支援	地域中小企業の国外権利化費用を支援	海外：280万ウォン以内
製品デザイン開発	特許技術に対する製品デザインの開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	出願商標に対する包装デザインの開発及び権利化のを援	1,500万ウォン以内
	デザインマップ	特許技術に対するデザインマップ開発を支援

＜表Ⅲ－2－11＞2011年地域ブランド・デザイン価値向上支援事業の遂行地域

自治体	地域センター (事業運営機関)	住所	マッチング金額		備考
			ブランド	デザイン	
大田	大田知識財産センター(大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	4億	3億	ブランド/デザイン

釜山	釜山知識財産センター(釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	6億	2億	ブランド/デザイン
仁川	仁川知識財産センター(仁川商工会議所)	仁川市南洞区論峴洞447	7億	2.5億	ブランド/デザイン
大邱	大邱知識財産センター(大邱商工会議所)	大邱市東欧新川3洞107	3.5億	1億	ブランド/デザイン
忠北	忠北知識財産センター(清州商工会議所)	清州市上党区北門路2街116-84	6億	2億	ブランド/デザイン
江原	江原知識財産センター(江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29番地	4億	2億	ブランド/デザイン
全南	全南知識財産センター(木浦商工会議所)	全南木浦市中東2街1番地	6.5億	1.5億	ブランド/デザイン
光州	光州知識財産センター(韓国発明振興会光州支会)	光州市光山区道泉洞621-15中小企業振興センター2階	3億	2億	ブランド/デザイン
全北	全北知識財産センター(全州商工会議所)	全北全州市完山区電動2街140-11番地	3億	1億	ブランド/デザイン
済州	済州知識財産センター(済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L	2.5億	-	ブランド/デザイン
ソウル	ソウル知識財産センター(ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞D MC産学協力センター	3億	-	ブランド
慶南	慶南知識財産センター(昌原商工会議所)	慶南昌原市義昌区中央路98	2億	1億	ブランド/デザイン
忠南	忠南知識財産センター(忠南南北部商工会議所)	忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地	2億	-	ブランド
蔚山	蔚山知識財産センター(蔚山商工会議所)	蔚山市南区トッジル路97番地	2億	-	ブランド

ハ. 推進内容

地域ブランド・デザイン価値向上事業は、大きく分けてブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供と地域中小企業のブランド・デザイン開発支援という二つの細部事業で構成されている。既存のブランド・デザインスター企業選定事業は2011年から廃止され、グローバルIP強小企業として生まれ変わるよう、特許、ブランド、デザインを各々個別的に選定、支援していた従来の方式から脱し、統合的に支援する形態である。

地域ブランド・デザイン価値向上事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、ブランド・デザインの集中支援を通じて地域のブランド・デザイン代表企業として育成することで、地域に良質な雇用創出と地域競争力の向上、地域経済活性化に寄与している。

1)ブランド・デザインコンサルティング

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援まで**One-Stop**総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントによって行われる。

コンサルティングを行うため、2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。また、2011年には全国14の広域自治体に拡大され、ブランドコンサルタント14人、デザインコンサルタント10人に増員された。

<表Ⅲ-2-12> 2011年地域ブランド・デザインコンサルタントの採用状況

地域	ソウル	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶南	全南	光州	全北	済州	計
----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---

ブランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
デザイン	-	1	1	-	1	1	1	-	1	1	1	1	1	-	10

ブランド・デザインコンサルティングは、ブランド・デザインの専門知識と開発能力が足りない地域中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方案などを提供することで、ブランド・デザイン経営強化に焦点を当てている。また、コンサルティング過程に必要なブランド・デザイン先行調査、商標・デザイン出願の費用支援などを含めている。

2011年に14のセンター(ソウル、仁川、江原、忠南、忠北、大田、大邱、釜山、蔚山、慶南、光州、全南、全北、済州)でブランド経営コンサルティング2,252件、出願費用支援1,886件が行われた。また、10のセンター(仁川、江原、大田、大邱、釜山、光州、全南、全北、慶南)でデザイン経営コンサルティング1,587件、出願費用支援781件が行われた。

<表Ⅲ-2-13>2011年地域ブランド・デザイン主要事業の推進状況

区分	主要支援事業	ソウル	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	出願費用支援	167	332	113	81	113	203	139	94	97	70	136	121	90	119	1,875
	ブランド新規	3	14	8	1	5	12	4	3	4	3	8	8	4	3	80
	ブランドリニューアル	2	5	3	4	4	6	11	4	2	3	13	2	3	3	65
	非英語圏	2	1	1	1	2	1	2	0	2	0	2	1	2	1	18

	ブランド															
	出願費用 支援	-	162	42	-	121	125	46	-	47	46	47	95	50	-	781
デ ザ イ ン	製品デザ イン開発	-	16	8	-	12	4	9	-	3	2	5	6	6	-	71
	包装デザ イン開発	-	7	5	-	3	11	5	-	6	4	7	4	8	-	60
	デザイン マップ	-	1	1	-	5	2	2	-	1	2	2	2	1	-	19
計		174	538	181	87	265	364	218	101	162	130	220	239	164	126	

2)ブランド・デザイン開発支援

ブランド開発支援は専門人材及び開発資金が不足している地域の有望中小企業を対象に、企業の地域特性に適したブランド(CIまたはBI)を開発またはリニューアルし、権利化を支援する事業であり、今年は計145件を支援した。

デザイン開発支援は特許技術を有する企業には製品デザインを、出願された商標を有する企業には包装デザインを開発し、権利化を支援する事業であり、今年は計131件を支援した。デザインマップは特許技術を有する企業にデザイン開発のための先行調査と市場調査、デザイン開発の方向を提案する情報支援事業であり、今年は計19件を支援した。

<表Ⅲ-2-14>2011年地域ブランド事業支援企業の状況

センター	企業名
仁川	(株)モーニングアート、(株)バイオFDNC、(株)シングァン産業、(株)ネオマス、(株)ザンチマダン、ドゥリ地域福祉センター、(株)ウリ青年事業団、テアメタル、(株)アイティグリーン、セサック総合食品(株)、(株)アールテク、(株)エバー

	ネット、(株)ハンソン、(株)ユソン継電、(株)インケルPA、(株)エコマイスター、(株)政府物品リサイクル、UBテク
ソウル	(株)ロボビルダー、(株)プラス技術、(株)韓国問題銀行、(株)バイオミステクノロジー、(株)ウィバスマインド
大田	BNFテクノロジー(株)、(株)テチョンFNC、(株)CIOS、WINテクノロジー(株)、(株)OMICSIS、(株)NEWGRID、(株)チャンチュンドン王豚足、(株)ナルム、(株)バイオニュトリジェン
忠南	韓国人参生薬営農組合、(株)ヨンテク、(株)チュハン産業、(株)SPC、デコリア製菓(株)
忠北	テホ(株)、(株)セイルハイテク、KOSIバイオ(株)、(株)HURUM、コリア-ダック(株)、(株)ソドン、(株)ドンファ、(株)UBCOM、(株)ドハム、ボウン棗韓菓、(株)ハンウルICテク、ソウォンバイオ、ジェチョン韓菓、ドンジンエコ産業
釜山	(株)JPSマイクロテク、インフォ部ブックス(株)、(株)チョンファ船舶意匠、(株)LIOELE、(株)ジオマテイクコリア、ケイアイ、テソンENG、ネオテク、FULL&FILLバイオ、(株)インビドットコム、THE SYSTEM、(株)イトウン、(株)コダクト、グリーンコン技術(株)、(株)バイコム
蔚山	(株)チュンサン企業、JM MOTORS(株)、(株)USIS、(株)エムピオンス、ソウォンENG、(株)ナムジョン
大邱	(株)韓国物産、(株)キングテク、(株)韓国消防器具製作所、立体コーポレーション(株)、(株)ソンジン通商、(株)モドウンエレベーター
江原	テソンENC、(株)ウォンイセラミック、(株)ザイワールド、(株)エドバイオテク、(株)ハナCNS、(株)コステク、(株)サムソン生薬、ビドマスター、(株)ボディテクメド、トンヘ食品(株)、(株)スリーエンフォーバイオ
慶南	(株)世界化学工業、(株)テミョンエンジニアリング、(株)ケチャース、(株)ブマCE、(株)AUTOELEX、カンナム産業
全南	(株)トンヤン環境、(株)自然と未来、(株)ZIVON COSMETIC、BM生命工学研究所(株)、グリーンエコバイオ(株)、(株)緑香、ハルセキ営農組合法人、(株)チャムドンマウル、デュアルライフ(株)、(株)青山緑水、(株)健康を守る人たち、(株)ニューテク、潭陽韓菓ミョンジン食品、(株)ピクスン、(株)太平塩、ダミアン、

	セオンエンテック(株)、(株)ボムウ、(株)イノコップ、エコマインド
光州	(株)CLFハイテック、ヒューマン電子(株)、イントップLED(株)、(株)ハンドンテック、(株)オープンテクノロジー、(株)フェースパワー、(株)ビジョンメカテック、ナノビズ(株)、(株)セマンテック、ボヒョン産業(株)
全北	チョンヤン製紙(株)、(株)ヘットルナル、GLONM(株)、キョンボ製紙(株)、(株)睡眠と健康、バイハブ(株)、(株)シンファ
済州	(株)リコリス、(株)テリム商社、(株)ユハンD&S、ハンラサン清静村、オレーシーフード、ソムン企業

<表Ⅲ-2-15>2011年地域デザイン事業支援企業の状況

センター	企業名
仁川	(株)モリス、(株)SNPワールド、(株)ユソン継電、ビジョンエックスアジア株、(株)シングァン産業、(株)コリナ、(株)NEXIO、(株)ナスケム、(株)ヨンウォンコーポレーション、(株)テヨンKTX、ヒュリア(株)、モーニングアート(株)、UBテック(株)、(株)ドクトラ、(株)エコサイクリング、(株)YL産業、(株)エバーネット
大田	(株)チャンチュンドン王豚足、(株)COXEM、BRIDGE、(株)VSI、(株)MOテック、(株)ナルム、WINテクノロジー(株)、(株)BIONUTRIGEN、(株)OMICISIS、(株)LSテック、(株)CIOS、(株)SPS、(株)タウムコステック、(株)テチョンFNC
忠北	ジャファ電子、(株)ソドン(株)、ソンウ特装、(株)SNDインターナショナル、ドリームレンズ技術研究所、(株)セイルハイテック、FMエグテック、(株)HURUM、(株)カン食品、(株)ビジョンデコリエ、(株)HMSX、コリア-ダック(株)、ソウル包装(株)、(株)グリーンファームテック、(株)クムチョン、(株)ソギョンCNC
釜山	(株)セクソ、ヘネス株式会社、(株)TREKSTA、KMG(コミョン)、ヘソンテックピック(株)、イシン機械、(株)ビジョンテック、テソンENG、(株)ヘワン、ナラシステムズ(株)、キョンイルハイテック、(株)LIOELE、テギョンFNB(株)、FULL&FILLバイオ、(株)クグァンUVG、ソジン産業
大邱	KCW(株)、ミョンイルフォームテック(株)、DENSTAR、(株)イガ、立体コーポレーション、(株)プウォン生活家電、(株)オトクロバ、大邱サンドンチェリー営

	農組合法人
江原	ボディテクメド(株)、(株)ヌリテク、(株)ドゥサンエコビズネット、(株)ソニックワールド、(合)現代鉄具産業、(株)グッドプル、(株)エムキュア、(株)トンジンメディカル、(株)スパテック、サムソン生薬(株)、セリン食品(株)、(株)ウェルビーイングLS、(株)エネルギープラス
全南	ヒョンジン企業、(株)ELIX、(株)DUALLIFE、(株)自然と未来、へピョ産業(株)、チャンソンペクヤン干柿営農組合、(株)健康を守る人たち、(株)SOLTREE、(株)チャンア食品、(株)潭陽韓菓ミョンジン食品、(株)チャムドンマウル
光州	(株)アルゴコリア、(株)LINUXIT、フォンシステム(株)、(株)ニューピア、(株)テュエイテク、(株)ヒューマンテク、(株)エコワークス、SOLENSYS(株)、ウリミル食品(株)、(株)バイオプロテク
全北	(株)カイゼン、(株)HM環境、チョンヤン製紙(株)、(株)TWINテク、バイハブ株式会社、(株)UNC、(株)ヘットルナル、(株)アラムソリューション、(株)ラファエンライフ、ハルノアチム、満船営魚組合法人、ポリムプロテク、(株)シンファ、(有)韓国ロハス食品、GLONM(株)
慶南	(株)BABELシステム、(株)ハンセルテク、(株)JR、(株)シンテク、イエウオンテク、トンソンサンギ、ナルアト、金海食品エボヤ営魚組合法人

その他にも地域中小企業のブランド・デザイン経営に対する認識を高めるため、関係機関との協力を通じたマーケティング支援、地域単位の公募展、知財権アカデミー、地域デザインコンファレンスなどのイベントを展開している。

ハ. 評価及び発展方向

地域ブランド・デザイン価値向上事業はブランド・デザイン開発と権利化に難航している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保させることで、特許とともに強い知財権を有する強小企業として育ち上げる上で大きく役立っている。

地域ブランド・デザイン価値向上事業の2011年顧客満足度総合点数は平均88.4点を記録した。具体的に見ると、ブランド分野は88.3点で2010年に比べて2.2点高くなり、

デザイン分野は88.5点で2010年に比べて2.4点上昇した。

2012年からは発明振興会が統合・進行していた非英語圏ブランド開発及び権利化支援事業と社会的企業ブランド・デザイン開発支援事業を地域ブランド・デザイン価値向上事業の中にも含める予定であり、融複合支援を中心とするデザイン・特許融合支援、ブランド・包装デザイン開発及び権利化支援事業を細部項目として新設する計画である。

4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 コン・ジョンイ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は人材と予算が不足している中小企業の非英語圏市場への進出を手助けするため、非英語圏ブランド開発支援事業を実施している。

同事業は非英語圏国家に進出予定である中小企業に対する現地オーダーメイド型ブランド開発及び権利化支援を通じて、知的財産権に強いグローバル中小企業として育ち上げるために推進している事業である。

2008年パイロット事業としてスタートし、非英語圏国家(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出もしくは進出予定である、売上高30億ウォン以上または輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、国庫補助金80%、企業負担金20%のマッチング方式(現金)で、約40百万ウォン程度を支援している。

特に韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹

底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん登録もできるようにした。

ロ. 推進内容及び成果

2011年度には18社の現地語ブランド開発を支援した。非英語圏現地ブランド開発支援の国別分布を見ると、中国10件、ロシア2件、アラブ4件、南米1件、日本1件である。

中小企業事業説明会を通じて事業に参加を希望する事業参加者の事業理解度を高める一方、中小企業の意見を聞いて課題の範囲を調整することで中小企業の事業満足度を高めた。

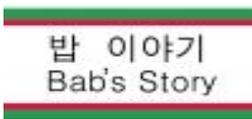
また、事業を遂行する側と中小企業間の円滑なコミュニケーションのため、直接的な意見交換が行われる体系を構築した。また、ブランド需要者である中小企業に、ブランド経営戦略樹立(現地事情及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略樹立及びネーミング開発など)、ブランド・デザイン開発(デザイン開発戦略樹立及び基本デザイン開発など)、現地出願費用支援(現地国家出願及び事後ブランド教育など)などの方法で、実質的なオーダーメイド型ブランド開発に向けた支援を展開している。

<表Ⅲ-2-16>非英語圏ブランドの開発状況

NO	企業名	進出品目	進出国家	開発前	開発後
1	ミゴン 医療機器	健康機能 食品	ロシア		 健康な生活のために安全で信頼できる健康機能食品の意味及び健康な微笑みと活気溢れる人の姿を同時に表している。

2	ロハスヨ ンジョン ベッド	ヨンジョ ンベッド	アラブ	 로하스안정침대	 cozande الجديد النوم مع الراحة	<p>新しい概念で安らかな眠りを提供する意味及びロハスの技術力、ヨンジョン体というサツマイモ澱粉から抽出した高分子炭水化物新素材をモチーフにして現代的で上品なイメージを表現。</p>
3	第一油圧	油圧機器	中国	 第一油圧 JEIL HYDRAULICS CO., LTD.	 载益油压 FLESCO	<p>最高の有益さを盛り込んだ油圧機の意味及び油圧機器の柔らかく力強いイメージを地球として形状化。</p>
4	コスメッ カコリア	機能性化 粧品	中国	 COSMECCA	 ELDIVA THE KOREAN COSMETICS 艾尔黛雅	<p>美しい女性の姿を意味し、中年女性の美しさを花で象徴して表現。</p>
5	タコス	幼児安全 用品	中国	 ANGE Safety D.I.Y. Baby	 ange	<p>安心してすくすく成長するイメージの意味及び赤ちゃんの安全と幸せを考えるブランドで表現</p>
6	新羅宝石	ジュエリ ー	日本	 신라보석 Silla Jewelry Co., Ltd.	 ID:SI アイディシー	<p>女性のアイデンティティを完成するという意味で、</p>

				若い女性の爽やかな感じをキャットリングで象徴。	
7	IBT	再充填用 ブタンガ ス	アラブ		
				グリーン太陽の意味で、エネルギー関連で環境にやさしいという意味を含むと同時に、ワードマーク内のシンボルを活用してRecycleイメージを表現。	
8	ZIVON COSMETIC IC	基礎化粧品	アラブ		
				うぶ肌を夢見る女性たちの願いを表現し、美しさの価値を表すユニークで上品なイメージを視覚化。	
9	セシン精 密	ネイル用 ハンドド リル	ロシア		
				健康でツヤのある爪の意味及びメインターゲット顧客である女性の感性に合わせて上品で信頼できる感じのカラー及びデザインを適用。	
10	ウンファ	幹細胞	中国		
				各時期に適した健康食品を摂らなければならないという意味を反映。各季節に相応しい健康食品を提供するという意志を英語の「i」を赤色で表現して表す。	

11	青梅園営 農組合	梅 チョコチ ュジャン	中国			<p>皇帝の料理人が作った最高級梅チョコチュジャンの意味。梅名人のキャラクター及びエンブレムで制作し、差別化されたアプリケーションを進行。</p>
12	チャンチ ュンドン 王豚足	冷凍ご飯 類	中国			<p>美味しく食べる、幸運でいっぱいのお食べ物袋という意味。ユニークで、面白い書体でロゴを制作し、数字とロゴそのものをグラフィック要素として使用。</p>
13	コリナ	キッチン 流し台	アラブ			<p>최고 아름다움과 고귀함 표현, 빛나는 삶과 행복을 제공하겠다는 코리나의 의지를 블루다이아몬드로 형상화한 디자인</p>
14	ボカス	キッチン 用ナイフ	中国			<p>[作]のハングル発音を英語発音に再解釈。ナイフの鋭い属性を審美性と可読性で表現</p>

15	KNテク	アロマシャワーヘッド				<p>「青く健康な雨」の意味で製品を連想させるネーム。水と木の葉の形状でアロマシャワーのイメージを表現。</p>
16	サムダ	畜産 水産物 加工食品	中国			<p>済州の新鮮な味を盛り込んだ意味で、新鮮な材料だけを使って作るジェジュダムンブランドのまっすぐな感じと農水畜産物の感じを表現。</p>
17	CL Pharm	フィルム型 うがい薬	南米			<p>クールな味coolをわざとKoolで表記し、意外性と好奇心を刺激。既存のシンボルを維持しつつ、ラインの強弱と曲線を整理。</p>
18	グッドプ ル	医療機器	中国			<p>人々に安定して楽しい生活をもたらすという意味。「GOODPL」のアイデンティティを反映し、信頼と安定感を与えるカラーとパターンで構成</p>

ハ. 評価及び発展方向

中小企業の実情を考慮して特化された主力商品の販売ルートを開拓し、売上を伸ばせるため、現地に適合したブランドを開発して大企業と差別化された戦略で、中小企業が生き残れる実質的な支援を行うという点で意義がある。

また、商標登録を通じて新規ブランドを企業資産として成長させるなどブランドの企業資産化を実現することで、企業の価値を高めることにも寄与している。

2008～2011年の成果を基により充実に同事業を発展させるため、持続的に予算を増額して支援する中小企業を拡大する予定である。また、非英語圏進出国の現地消費者やバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査を実施するなど、結果を分析してフィードバックを行うことで、持続的にブランド競争力の確保に努める計画である。

第3節 地域における知的財産権インフラの構築

1. 地域知識財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 チェ・グィナム

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2011年12月末現在、全国に31の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権サポーターズの運営、訪ねていく知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターに地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させた。そこで、地域知識財産センター運営事業の目標は地域の発明ムードを作り、知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることである。

地域知識財産センターは特許情報サービスと総合相談サービスを提供し、知的財産

基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。それを通じて、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近い場所で満足させることで、顧客価値経営を実現している。

また、地域知識財産センターは知的財産権総合支援体制の構築によるワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進するとともに地域経済の活性化に寄与している。また、自治体との有機的な協力事業を推進し、地域の特色に適した戦略的支援を強化している。

2006年、本格的な自治体マッチング事業を始め、地域知的財産権サポーターズ、地域住民の知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2010年には地域ブランド・デザイン価値向上事業を新たに推進し、名実ともに知財権総合支援機関としての機能と役割を強化した。これを基に、2011年には特許情報提供30,013件、知財権相談28,239件、説明会606回などを実施した。

2006年から陸軍を中心としてスタートした軍兵士の知財権教育を2011年には陸軍、空軍、海軍の三軍に拡大して教育を行い、2011年にハ1,007件のアイデアを発掘した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に176回の訪ねていく知財権教育を実施し、87.8点という高い満足度評価を得た。

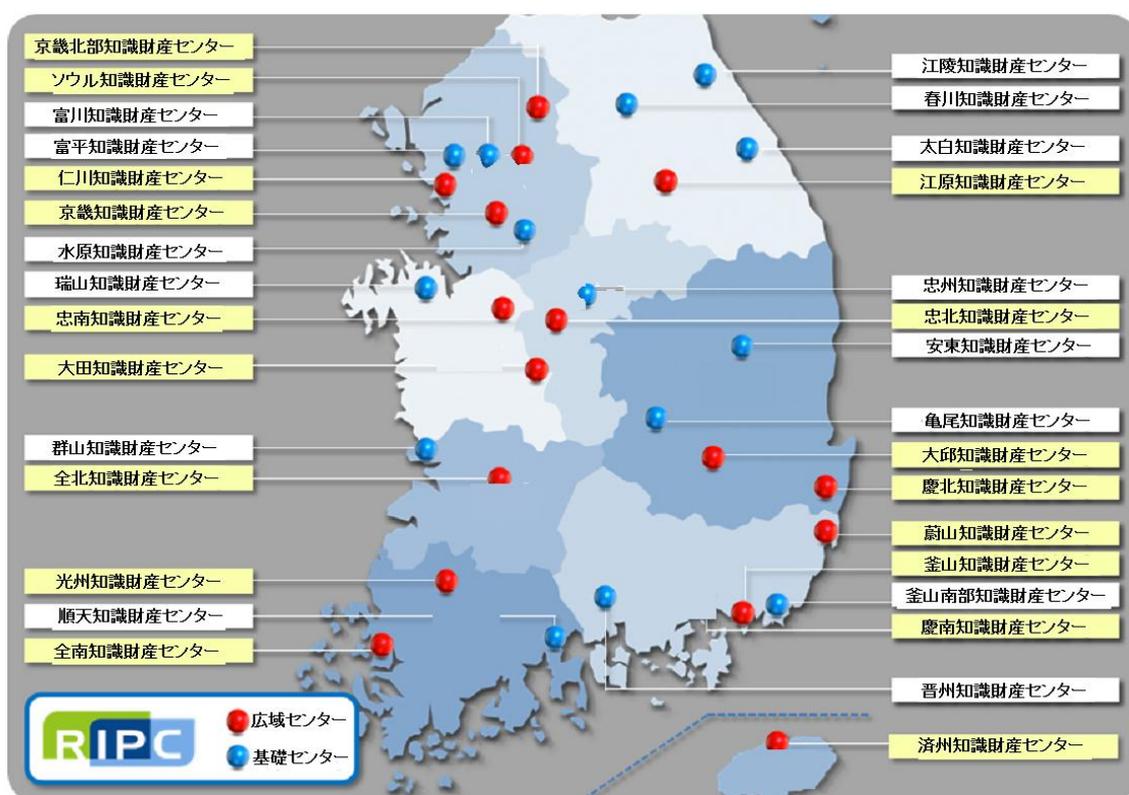
ハ. 評価及び発展方向

今後地域知識財産センターを地域における知財権創出の総合支援ハブとして育成するため、自治体、関係機関など地域機関との共同事業及び協力体制を強化していく計画である。

また、地域特化・伝統産業を発展させるため、基礎自治体とのマッチングをさらに拡大し、地域伝統産業の競争力を強化する予定である。そして、地域知識財産センタ

一専門担当人材の知的財産専門能力を高めるため、専門教育プログラムを制作し、教育履歴管理を実施するなど体系的な教育を実施する計画である。2011年度から実施し始めた学習クラブ(Cop)活動をさらに拡大し、自発的な学習を誘導する計画である。

<図Ⅲ-2-13> 地域知識財産センターの状況



<表Ⅲ-2-17> 地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録(設置)日	住所
1	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会 釜山支部	051) 645-9684	2000.2	釜山市南区門岷3洞243
2	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053) 242-8081	2000.2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032) 810-2838	2000.2	仁川市南東区論岷洞447
4	光州知識財産センター	韓国発明振興	062) 954-3841	2000.2	光州光山区道泉洞621-15

	センター	会光州支部			
5	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052) 228-3083	2000.2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知識財産センター	水原商工会議所	031) 244-3453	2000.2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知識財産センター	韓国発明振興会 江原支部	033) 258-6580	2000.2	江原道春川市後坪洞198-25
8	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043) 254-4281	2000.2	忠北清州市上党区北門路 2街116-84
9	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041) 556-7131	2000.2	忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地
10	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054) 454-6601	2000.2	慶北亀尾市松亭洞454
11	浦港知識財産センター	浦港商工会議所	054) 274-2233	2000.2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	全北知識財産センター	全州商工会議所	063) 288-3013	2000.2	全北全州市完山区前洞 2街140-11
13	順天知識財産センター	順天・光陽 商工会議所	061) 741-5511	2000.2	全南順川市長泉洞58-2
14	濟州知識財産センター	濟州商工会議所	064) 757-2164	2000.2	濟州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
15	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055) 283-0608	2001.7	慶南昌原市新月洞97-6
16	江原知識財産センター	江原道中小企業 支援センター	033) 749-3310	2001.7	江原道原州市牛山洞405-29
17	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055) 753-0411	2001.12	慶南晋州市上大洞341-3
18	富平知識財産センター	仁川広域市 富平図書館	032) 512-8023	2003.1	仁川市富平区十井洞186-454
19	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051) 974-9066	2003.3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
20	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031) 500-3030	2003.10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
21	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042) 867-4002	2003.10	大田市儒城区長洞23-14
22	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033) 643-4411	2003.10	江原道江陵市校2洞349-2
23	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043) 843-7002	2005.7	忠北忠州市文化洞562番地
24	富川知識財産センター	富川産業振興財団	032) 621-2082	2005.7	京畿道富川市遠美区若大洞198

25	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061) 242-8581	2005.7	全南木浦市中洞2街1番地
26	安東知識財産センター	安東商工会議所	054) 859-3090	2005.11	慶北安東市雲興洞300-6
27	瑞山知識財産センター	忠南西部商工会議所	041) 663-3063	2005.11	忠南瑞山市邑内洞114-1
28	太白知識財産センター	太白商工会議所	033) 552-5555	2005.11	江原道太白市黄池洞264-6
29	ソウル知識財産センター	ソウル産業通商振興院	02) 380-3640	2009.3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F
30	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031) 853-7431	2010.2	京畿道議政府新谷洞801-1
31	群山知識財産センター	韓国発明振興会群山支部	063) 471-1284	2011.3	全北群山市箕箕島洞515-1

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・活用の促進

第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進

1. 特許管理専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進背景及び概要

2010年大学・公共研究機関の技術移転率は23.1%で前年比0.4%p増加したが、先進国に比べて依然として低い水準である。また、技術料収入とR&D生産性(研究開発費投入対比技術移転収入料の比率)においても、米国に比べて極めて低い水準である。

＜表Ⅲ－3－1＞米国との大学・公共研究機関の技術移転の状況

(単位：百万ドル、%)

区分	韓国(2010)			米国(2009)		
	大学	研究所	計	大学	研究所	計
技術移転率	13.8	38.1	23.1	25.6	33.5	26.4
技術料収入	39.5	111.0	150.5	1,757	519	2,276
R&D生産性	0.85	2.02	1.48	3.70	10.22	4.32

*韓国：知識經濟部、2010年度公共研究機関の技術移転・事業化調査分析(2011、10月)

*米国：AUTM U.S.Licensing Survey、FY2009

このように技術移転成果が低迷している主な理由は、大学・公共(研)の専門的な知的財産管理インフラが全般的に脆弱であるを上げられるが、2010年の調査によると、技術移転事業化専門部署が設置された大学が69.9%であるが、専門人材のうち特許管

理及び技術移転を担当する人材は1機関当たり2.6人に過ぎないことが分かった。

＜表Ⅲ－3－2＞大学の技術移転・事業化専担(主管)部署設置などの現状

区分	設置	未設置	計
大学数	107	46	153
比率	69.9%	30.1%	100%
平均人数	4.8名	-	-
	特許管理及び技術移転(2.6名)		
	研究振興・管理(0.6名)		
	その他(1.6名)		

* 出所：教育科学技術部、大学産学協力白書（2010年）

そこで、大学及び公共研究機関の知識財産管理能力を強化するため、2006年から特許専門家を派遣してIPインフラ構築及び特許事業化を支援している。

ロ．推進内容及び成果

企業などで知識財産管理経験を豊富に積んだ特許専門家を大学・公共研究機関に派遣して、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略樹立など多様な活動を通じて、大学・公共研究機関に適する特許管理体系を構築し、知的財産権セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問提供などを通して大学・公共研究機関の知識財産に対する認識を高めることに貢献している。

＜表Ⅲ－3－3＞特許管理専門家派遣機関の状況

時期	派遣機関（計20機関）
2008年	慶尚大
2009年	檀国大、仁済大、中央大、亞洲大、韓国技術教育大

2010年	光州科学技術院、蔚山科学技術大、群山大、忠州大、ソウル大、高麗大、食品研究院
2011年	東亜大、州大、木浦大、東国大、国立癌センター、生命工学研究院、カトリック大

特に、特許管理専門家は大学の知的財産権管理能力アップの他に、該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転して収益を創出することにも大きく貢献した。2011年には425件の技術移転を通じて147億ウォンの技術料収入を獲得し、大学・公共研究機関の知的財産創出・活用に大きな役割を果たした。

＜表Ⅲ－3－4＞特許管理専門家派遣機関の実績状況

(単位：百万ウォン、件)

区分	技術移転収入	セミナー及び説明会	技術移転件数	相談及び諮問
2009年	7,094	307	310	2,060
2010年	13,159	300	454	1,743
2011年	14,674	275	425	1,952

また、地域の産・学・研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報や事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、地域革新主体との協力ネットワーク構築に努めている。

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許管理専門家派遣事業が安定化段階に入り、2010年からは大学のみならず、知的財産管理能力が足りない公共研究所にまで支援対象を拡大した。特許管理専門家派遣を通じて相談及びセミナーの開催、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化など大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と派遣機関の知的財産創出インフラの構築に寄与した。しかし、これからは創出された技術の事業化など大学・公共研究機関が保有している技術の活用に力を入れる必要がある。

したがって、特許管理専門家の役割としてIPインフラ構築とともに技術事業化支援機能を強化するため、派遣機関の知的財産の創出・活用に貢献できる実務能力強化教育を展開した。

2. 大学・公共(研)の有望技術発掘及び特許事業化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進背景及び概要

研究成果の体系的な管理・活用を通じた大学・公共(研)のR&D効率化が国家革新及び産業競争力強化の鍵として浮上したことで、技術革新の核心主体である大学と公共研究機関の研究生産性を高めるための政府レベルでの政策支援が加速化するようになった。

大学・公共(研)は2010年度国家総R&D投資の25.2%を使用し、博士級研究人材の81.9%を保有しているが、内国人全体の特許出願件のうち大学と公共研究機関のシェアは11%に過ぎず、高付加価値を持つ知的財産を創出するための潜在能力対比特許成果が不十分な状況である。

<表Ⅲ-3-5> 研究開発費及び博士級研究人材の状況(2010年)

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究 開発費	47,455 億ウォン (10.8%)	63,061 億ウォン (14.4%)	328,032 億ウォン (74.8%)	438,548 億ウォン (100%)
博士級 研究人材	53,947 名 (66.2%)	12,818 名 (15.7%)	14,677 名 (18.0%)	81,442 名 (100%)

*資料：教育科学技術部、2011研究開発活動調査報告書(2010年実績)

＜表Ⅲ－3－8＞特許出願件数及びシェア(2008年～2010年)

区分	2008	2009	2010
大学	8,413(4.9)	9,760(6.0)	10,667(6.3)
公共研究機関	7,386(4.1)	8,880(5.2)	9,522(5.6)
大企業	49,838(29.2)	41,824(25.6)	45,658(26.8)
中小企業	28,897(16.9)	31,883(19.5)	32,558(19.1)
その他(外国、政府、個人など)	76,473(44.8)	71,560(43.7)	71,726(42.2)
計	170,632	163,523	170,101

*資料：特許庁知的財産主要統計

ロ．推進内容及び成果

2011年には「有望特許技術の発掘及び事業化支援事業」を通じて、大学・公共(研)が保有している未活用特許技術の中で優秀技術を発掘し、特許分析、事業化戦略樹立、特許補強、特許価値評価、需要企業の発掘及び技術マーケティングを支援した。

＜図Ⅲ－3－1＞有望特許発掘及び事業化の段階別プロセス



* SMK(Sales Material Kit)：事業化による主要SWOT分析、技術移転条件などを作成

*SPC(Special Purpose Company)：特殊目的会社、大学・公共(研)の技術出資と企業の現金出資を通じて特定技術の事業化を目的として設立

*資料：特許庁の有望技術発掘及び特許事業化支援事業計画

2011年には産学協力団及び研究成果管理専門部署が設置されている28の大学・公共研究機関が保有するBT・IT・NTなど技術分野の有望特許の中から、技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入の容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術176課題を発掘した。この中で89課題を戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及びSMK作成、技術マーケティング支援などを通じて、未活用特許の産業界への移転を支援した。

<表Ⅲ-3-7> 有望特許の発掘及び特許事業化の主な支援内容

区分	段階	戦略	支援内容	支援規模
未活用特許技術の事業化	有望技術の発掘	有望技術の発掘	未来有望技術分野(IT、BT、NT)別機関保有特許を対象に有望技術を選別・導出	25機関内外
	特許事業化支援	技術移転、投資誘致など特許事業化の支援	発掘された有望技術(前年度支援課題を含む)の中から事業化できる特許技術に対して事業化推進戦略の樹立及び戦略履行 * 事業化支援課題の中で必要な場合、IP戦略または技術価値評価を追加的に支援	60課題内外
発明の事業化	発明インタビュー制支援	発明評価を通じて優秀特許を創出(S、A級)	申告された発明に対して権利・技術市場性専門家評価及び発明者コンサルティングを通じて優秀特許を確保	15機関内外
	海外権利確保支援	PCT出願	海外競争力が有望な技術に対し、PCT出願費用の一部を支援	25課題内外

＜表Ⅲ－3－8＞2011年特許事業化戦略支援課題の成果

(単位：件)

区分	企業設立		技術移転			共同研究開発			海外権 利化確 保の支 援	技術マ ーケテ ィング 推進
	設立 推進	設立 完了	交渉 推進	契約 条件 合意	契約 完了	交渉 推進	契約条 件合意	契約 完了		
89課題	1	1	23	5	23	2	1	1	26	6

*残りの課題に対しても技術事業化戦略樹立及び技術マーケティング資料集の発刊などを通じて追加的に事業化を支援

ハ. 評価及び発展方向

2011年には発掘された有望技術に対して特許事業化戦略に集中し、前年に比べて優秀な技術移転成果を出し、2012年には大学・公共(研)のIP創出から活用まで連携した統合支援を試験的に実施することで大学・公共(研)のIP活用を促進する計画である。

また、技術移転及び事業化を活性化するため、発掘された有望技術を創意資本(IC)及び投資資本(VC)などとの連携を強化し、R&D特許センターの技術信託事業と連携して技術事業化の活性化体系を構築する予定である。

3. 創意資本の育成

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 ユ・チョルボン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の経済的な価値の増大することにより、世界的に知的財産を基盤とする多

様な事業が登場している。その中でも商品やサービスの生産・提供なく知的財産の売買、ライセンスを通じて受益を作り出す特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近はアイデアを購入した後、追加開発などを行い、大規模な特許ポートフォリオを構築する新しいタイプの特許管理会社も登場した。

このように、知的財産投資市場が米国など先進国を中心に急成長しているにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材や経験がまだ不十分な状態である。また、国内の知的財産投資資本及び市場が成熟していないため、国内で創出された創意的なアイデアや特許が活用されず、海外に流出してしまいう可能性も指摘されている。

したがって、アイデア・特許など知的財産の価値を高め、活用を促進するため、特許管理会社に投じられる創意資本を造成・運営することで経験を蓄積し、知的財産に対する国内資本の投資を誘導することで国内知的財産市場を活性化させる必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会(2009年7月)では創意資本造成計画などを盛り込んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することとなった。特許庁は国内の状況に適合する韓国型創意資本を造成するために多様な意見を集めた。大学・公共(研)のアイデア確保及び事業化に向けた専門家フォーラムを開催(2009年6月～8月)し、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマーキングした。これを基にして投資企業、運用会社、金融機関、法律専門家などで構成された実務協議(2009年6月～12月)を経て、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本の造成が必要であるにもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間からは自発的に創意資本が造成され難い状況の中で、資本及び市場形成の初期段階には政府がシード・マネー(Seed Money)を支援し、民間の参加で専門性を確保する、官民共同型での創意資本作りが望ましいと判断された。

具体的には、企業及び金融機関などの民間投資と特許庁が出資したマザーファンド資金を通じて、2009年2回にかけて計295億ウォンの創意資本を造成した。同資金はアイデア及び特許開発、技術移転などの業務を専門的に行う特許管理会社に投資されている。また、マザーファンド資金を活用して2011年1月には300億ウォン規模の特許事業化企業に投資するファンドが造成され、同資金の一部である150億ウォンをアイデアや特許を買い入れる特許管理会社に投資する計画を立て、計445億ウォンの創意資本を造成した。

<表Ⅲ-3-9>マザーファンド組合と子ファンド組合の結成及び創意資本の投資計画

(単位：億ウォン)

事業回数	運用者	マザーファンド出資額	総結成額	創意資本投資
第1回事業	スカイレイクインキュベスト及びイエンネットワークス	250	1,100	50*
第2回事業	産銀キャピタル	90	245	245
第3回事業	産銀キャピタル	100	300	150
計		440	1,645	345

*特許庁マザーファンド出資金額(250億ウォン)の20%(50億ウォン)以上を特許管理会社に投資する計画

ハ. 評価及び発展方向

創意資本の造成により、国内資本を基に大学・公共(研)など公共研究機関の研究成果が価値のある特許として創出・活用され、知的財産が効果的に流通できる環境づくりの土台を構築した。さらに、創意資本の成功的な運営を通じて韓国においても知的財産基盤のビジネスが活性化できる可能性を示した。今後は民間中心の投資が活発に行われるように基盤を構築する必要がある。

今後も知的財産市場を活性化するため、特許の創出、発掘、投資、事業化まで知的財産のライフサイクル全体を支援する生態系構築を積極的に支援する計画である。

4. 知的財産生態系の事業化・活性化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソン Chol

イ. 推進背景及び概要

知識基盤経済の時代に突入したことで、知的財産権が企業の競争力を左右し、収益創出の手段として浮上している。そこで、外国企業は未来市場を先占し、収益を作り出すため、知的財産権を武器に訴訟や防御ファンドの運営、特許競売などの新たな特許ビジネスモデル戦略を駆使し始めた。

そこで、特許のビジネス的価値の増大による国内外の特許ビジネスモデルに対応するためには戦略が求められるが、知的財産権の創出主体である国内大学・公共(研)は機関を連携するネットワークの不在で主に個別機関による特許事業化に頼っているため、共同で知的財産を戦略的に管理し、事業化できるシステムが必要な状況である。

したがって、高級研究人材の集合体である大学・公共(研)が核心・源泉知財権を創出し、それを通じて収益が確保できるように技術移転協力ネットワークを構築して支援する必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

IPビジネスモデルなどに共同対応して国内大学・公共(研)がR&D成果を効果的に創出・活用できるよう、大学・公共(研)の特許管理責任者で構成された「R&D IP協議会²⁶」を教科部と共同で構成・運営している。

²⁶ 全国の大学・公共(研)の特許管理責任者が参加する協議体(2009年11月設立、教科部と共同で運営)であり、2012年現在85(大学60、公共(研)25)機関が会員として参加。

<図Ⅲ-3-2> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は実務委員会・分科委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知的財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、公共協力ネットワークの構築、研究開発関連制度の改善事項に対する対政府政策建議、意見交換などの役割を果たしている。

2011年4月に特許庁は教科部と共同で、複数の大学・公共(研)が個別的に保有している類似分野の特許技術を特定技術テーマ別にパッケージングし、特許ポートフォリオの構築と事業化を支援する「公共機関保有技術共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共(研)コンソシアムの構成、核心技術の導出、製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2011年には3つの分野(15の公共機関)を選定・支援し、2つの分野に対して技術移転・MOUなどの成果を上げた。

<表Ⅲ-3-10> 公共機関保有技術共同活用支援事業における構築段階別支援事項

段階	戦略	所要 期間	支援内容	備考
----	----	----------	------	----

コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	2段階

同事業は複数の大学や研究機関の協力の下で製品単位で特許ポートフォリオを構築し、技術マーケティングを進めることで、企業が求める特許技術をより簡単に確保できる技術移転方法として評価されている。

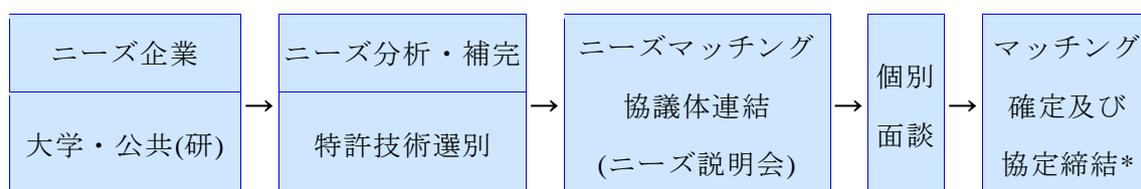
同時に、大学・公共(研)が保有している特許技術を基に事業化を進める企業が優秀な特許技術を保有しているにもかかわらず、投資資金の確保に失敗し、事業化が難航するケースが発生している。そこで、特許庁は大学・公共(研)などが保有している有望特許技術の事業化を促進するため、マザーファンド特許勘定運用会社で構成された「知的財産投資管理協議会」など投資資本を対象に投資説明会を開催した。

これを通じて創業して初期段階にある企業の資金誘致問題を解消し、公共部門特許技術の事業化を促すことができると期待している。

また、大学・公共(研)の特許技術が企業の技術需要を見つげずに未活用のままになってしまうことを防止し、特許技術の事業化を促進するため、企業の技術ニーズを発掘して大学・公共(研)に技術ニーズに適した特許技術をマッチングさせる「技術ニーズ説明会」を推進した。同説明会を通じて企業3社、6つの技術分野に対して9つの大学・公共(研)、12件の特許技術提案を受け、4つの大学・公共(研)、4件の特許技術と

マッチングさせ、技術移転・共同研究に対する交渉が進行中である。

<図Ⅲ-3-3>技術ニーズ説明会の推進過程



ハ. 評価及び発展方向

2012年には特許ポートフォリオを構築する技術分野を計10つの技術テーマに拡大し、研究者の技術諮問を含む技術マーケティングを支援する計画である。

また、大学・公共(研)特許技術事業化企業に対する投資リスクを減らすため、投資資本の範囲を既存の財務的投資家(FI)中心からエンジェル投資家(AI)、戦略的投資家(SI)まで拡大し、オーダーメイド型投資資本の連携を活性化する計画である。

同時に、技術ニーズマッチング協議体(R&D IP協議会、韓国研究財団、韓国ベンチャー協会、KOSDAQ協会などで構成)を運営し、企業の技術需要を把握して需要に適した大学・公共(研)の特許を連携する支援を本格的に推進する予定である。

最終的に、R&D IP協議会、技術ニーズマッチング協議体、投資資本を政府支援事業に繋げ、知的財産事業化生態系の活性化を産・学・研協力モデルとして構築する予定である。

第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大

1. 需要者中心の特許技術取引システムの構築

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それにより、国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっている一方、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加し、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境の中で、外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されていない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)の傾向が広がっている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は、産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供できるのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月からオンライン上に構築した特許取引市場であるインターネット特許技術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)は、このような情報技術を活用し、優秀特許技術の移転を通じて事業化に成功させるため、技術需要者と供給者間の情報交換を支援している。

2011年からは、常時競売システムを構築・支援し、オンライン上で特許技術の需要—供給者間の取引を可能にした。現在、2.8万件余りの移転希望技術DBを含め、計19万件余りの技術情報DBを構築している。

インターネット特許技術広場に情報が登録されると、該当技術の需要者に自動的に情報が提供されるPush-Mailシステムを構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。

<図Ⅲ-3-4>インターネット特許技術広場のホームページ



オンラインの他にオフライン上でも特許技術取引相談及び仲介を支援するため、ソウル江南区駅三洞にある韓国知識財産センター(KIPS)2階に特許取引情報センターを運営している。特許取引情報センターでは特許技術取引の専門相談官が常住しており、特許技術取引に関する一連の手続きを支援している。

また、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合情報、技術取引の斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産図書館の知的財産専門情報を一ヶ所で手に入れることができる。

そして、技術購買者に供給技術に対する客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を提供するため、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

これまでオン・オフライン特許技術取引広場を通じて移転された技術は10年間計2,732件に達している。

<表Ⅲ-3-11> 権利別の技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
特許	54	48	72	86	127	259	281	388	441	561	2,317
実用新案	9	28	26	24	39	39	55	34	36	32	322
デザイン		9	-	-	2	1	7	2	14	27	62
商標	1	6	-	-	-	-	-		8	13	28
ノウハウ										3	3
計	64	91	98	110	168	299	343	424	499	636	2,732

＜表Ⅲ－3－12＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
権利譲渡	2	18	19	3	32	26	43	62	89	82	376
実施許諾	62	73	79	107	136	273	300	362	410	554	2,356
計	64	91	98	110	168	299	343	424	499	636	2,732

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発から事業化、流通過程、販売過程など事業化に関するすべての過程に対する推進内容を発表し、現場で金賞(知識経済部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など計7件の優秀事例に対して授賞及び賞金を授与している。

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する、または新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事

者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者中心の特許技術取引を促進するため、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施し、特許技術移転説明会を行っている。

また、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めるため、技術需要者のうち、中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方案など特許技術導入から事業化までの全過程を関連専門家に相談できるように需要企業オーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が供給技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入を判断することができるよう、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価できる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

ハ. 評価及び発展方向

オン・オフラインの特許技術取引市場の運営による特許技術取引支援実績は、持続的に改善されているが、特許技術取引の活性化のためにはまだ多様な努力が必要である。特に、特許技術取引に参加する当事者が取引及び価格交渉などの意思決定をする時、それに関連する参考資料を提供するための基盤は極めて不足しているのが現状である。今後、特許技術取引を促進するため、特許技術取引市場を運営するとともに、技術取引基盤を構築して特許技術取引を支援し、認識を高めるために努力する予定である。

特許技術取引市場の運営は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を2大軸として展開していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。また、他の技術取引機関及び事業との連携もさらに強化することで良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。また、需要者

が求める技術を具体化できる需要者インタビュー及びコンサルティングを持続的に強化し、供給者中心の技術取引のみならず、需要者中心の特許技術取引の効用性をさらに強化する計画である。

また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにすると同時に、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。特許技術取引の意思決定を支援するため、2009年開発された特許自動評価システムを基に、2010年に技術取引用の付加サービスを追加的に開発・完了してシステムに搭載し、取引される特許の価値に対する信頼度を高めるように特許技術取引DBを構築していく計画である。今後は米国に対してもオンライン上で自動的に特許を評価し、類似特許などが分析できる評価/分析システムを構築する予定である。

2. 特許技術の初期商用化支援事業

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

特許技術の初期商用化支援事業(旧優秀発明試作品製作支援事業)は1982年からスタートした事業であり、初期試作品製作費用に困っている個人・中小企業が保有している特許・実用新案として登録された権利を対象に、技術性と事業性が優秀であると認められた発明品に対し、特許技術製品量産前の必須段階である3D設計及びワーキング・モックアップ(Working Mock-up)製作を支援することで、事業化及び製品開発を促進する制度である。

ロ. 推進内容及び成果

支援申請の受付は毎年1～2月に行われ、製作費用の70～90%(10～30%は申請者の負担)以内で最大2,000万ウォンの資金を支援している。3D設計(製品生産に必要な構成要素及び作動原理を3Dで構成)とワーキング・モックアップ(金型製作前の設計検討及び製品広報に活用)を支援金額限度内で支援している。

最近の試作品製作支援実績は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－13＞最近5年間の初期商用化支援事業の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2007	2008	2009	2010	2011
予算	3,230	2,184	2,300	1,800	1,700
申請件数	673	769	589	376	270
支援件数	135	91	76	65	67

同事業は発明振興法第35条に基づき、申請技術がグリーン認証技術もしくは低炭素グリーン成長重点育成課題である場合、申請企業が職務発明補償制度を実施している企業もしくは申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業、特許庁が主催する支援事業の支援を受けた技術または企業の発明である場合、選定審査の際に優遇している。

試作品の製作は別途選定された専門企業が行い、支援費用は事業完了後の検収を経て、支援企業ではなく試作品製作企業(専門企業)に支給される。

初期商用化支援事業として支援を受けた特許技術の事業化率を見ると、一般企業の事業化率(2011年59.7%)より高い71.4%(2011年調査)の事業化率を示しているが、これは技術性と事業性は優秀であるが、資金力が足りない特許保有個人及び中小企業に大変有用な事業として評価されている。

＜表Ⅲ－3－14＞最近3年間支援を受けた試作品の事業化実績

(単位：件、%)

年度別	製作支援件数	回答件数	事業化件数	事業化率
2008年	91	84	75	89.3
2009年	76	66	41	62.1
2010年	65	56	31	55.4
合計及び平均	232	206	147	71.4

*事業化数(比率)は3年間累積調査された数値で、2011年支援した事業は翌年の下半期に調査を実施

事業完了の後、支援を受けた企業を対象にアンケート調査を実施した結果、前年度(2010年80.1点)に比べて支援事業の総合満足度(2011年83.8点)が上昇した。これは権利者の特許技術事業化の問題及び同事業に対する要求事項を直接集め、問題点として指摘された事項に対して着実に改善した結果であると推測される。

ハ. 評価及び発展方向

初期商用化支援事業は資金力の不足でそのまま眠ってしまう危機に立たされた個人及び中小企業の優秀特許を製品化するのにとても有用な制度と評価されている。しかし、制度に対する情報不足で支援を受けられない発明企業(発明家)が発生しないよう、地域別の事業説明会及び地域別の選定者会議などを開催し、訪ねていくサービスを提供している。

＜図Ⅲ－3－5＞地域別巡回事業説明会の様子(ソウル)



今後は特許技術の活用を促進するため、初期商用化支援、発明評価費用の支援及びIP活用戦略支援を連携し、申請手続きにかかる時間を最少化するなど、利用者利便性の増進及び特許技術事業化率の向上を計画している。2012年からは、段階的に選定支援していた3D設計とワーキング・モックアップ支援を単一化して順次に支援(3D設計→ワーキング・モックアップ)するとともに、支援金額を現実化して成果が最大になるよう事業を運営する計画である。

3. 中小企業のIP活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産専門家及び経営戦略専門家などを活用し、中小企業に知的財産基盤の経営コンサルティング及び企業の多様な経営環境を考慮して企業がIP経営戦略を樹立し、知的財産が事業化及び取引につながり、活用できるようコンサルティングを支援している。細部的にはIP経営戦略、海外進出IP戦略、IP活用新事業の発掘戦略、IP連携製品化戦略のコンサルティングを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

毎年1～2月に申請を受け、最大7,000万ウォン以内(海外進出IP戦略は最大2,000万ウォン、企業負担金10～20%)でIP経営コンサルティングを提供し、最大5ヶ月以内のIP活用戦略及びIP経営戦略樹立のための深層コンサルティングを提供している。支援プロセスは、事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れである。

最近3年間の中小企業IP活用戦略の支援(旧民間IP専門家派遣支援)の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-15> 中小企業IP活用戦略の支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011
予算	1,735	1,735	1,626
申請件数	71	71	91
支援件数	23	24	24

中小企業のIP活用戦略支援事業は大きく4つのタイプでコンサルティングが支援されている。細部的に見ると、第一、IP経営戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携されたIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。これはIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業である。

第二、海外進出IP戦略コンサルティングは、海外出願必要性の検討、国家選定、明細書補正など費用・時間の節減及び強い特許権を確保するための海外出願及び海外進出戦略をコンサルティングする事業であり、特許技術の海外事業化を進行または準備中である中小企業が海外出願予定または進行の案件を保有している企業が申請対象となる。

第三、IP活用新事業発掘戦略コンサルティングは事業多角化に必要な(新)事業分野を導出し、事業妥当性の分析など企業オーダーメイド型IP事業化戦略を樹立できるようにコンサルティングする事業であり、IPを活用した新規事業アイテムの導出を必要としたり、新事業アイテムの発掘の後に事業化戦略を必要とする企業が支援対象とな

る。

最後に、IP連携製品化戦略コンサルティングは、優秀IPを保有した中小企業を対象に、保有IPの活用を通じて企業の収益を最大にするため、デザイン経営及びマーケティング戦略の樹立を支援するプログラムである。保有IPの製品化及び事業化を計画中である中小企業を対象に、細部的には国内外のIP動向及び先行技術調査を通じて製品設計方向を提示し、IP補強及び強化を通じて強力なIPポートフォリオを構築する。また、デザインスケッチ、2D、3D、レンダリング及びデザイン・モックアップを製作し、マーケティング戦略報告書の作成を支援する。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹立、インフラ構築、特許情報調査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などで、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業の経営戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

<表Ⅲ-3-16>最近3年間の中小企業IP活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2008	2009	2010	3ヵ年平均
活用率	79.57	78.57	81.67	79.94

*活用率調査は前年度支援を受けた企業を対象に実施する(2010年度の活用率：2010年度支援を受けた企業を対象に2011年12月に調査を実施)。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業のIP活用戦略支援事業は、多数の特許群を保有しているもののIP経営戦略が不足したり、製品化・事業化の戦略樹立能力が不足している技術力中心のベンチャー・中小企業が、コンサルティング支援を通じて事業化準備段階から特許技術の収益

を最大化できるように、事業方向の設定や持続可能なIP経営体系の構築を手助けする事業であり、満足度調査の結果、2011年度は85.37%を記録した。

2012年度には支援を受けた企業の満足度を最大にするとともに優れた成果を出すため、本格的に課題を推進する前に各プロジェクトの企画を担当し、推進状況の監督や方向提示の役割を担当するPD(Project Director)及び該当プロジェクトのメイン遂行機関であるPM(Project Manager)の監督を強化するためにIP経営委員会を運営するなど、顧客を配慮した事業運営を推進する計画である。

また、特許技術取引、特許技術評価及び試作品の製作など関連支援政策を連携して支援することで、単純な戦略を樹立するためのコンサルティングではなく、中小企業の特許技術が収益を作り出す手段として活用されるようにトータルサービスを提供する計画である。また、課題を支援した後、2～3年間持続的に追跡・管理するなど、支援を受ける企業に実質的な事後管理サービスを提供することで、中・長期的に成果が獲得できるように事業を運営する予定である。

4. 特許技術評価の支援事業

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化の主要対象として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2011年知的財産活動実態調査を行った結果、企業の特許事業化率が59.7%であったことから確認することができる。

産業財産権の活用率を高めるためには、その経済的な価値を客観的に評価し、企業

経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の有望な技術アイテムを発掘して特許化する、効率的な特許戦略の実行がより求められているといえる。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であるといえる。

特許庁は評価基盤作りのため、発明の評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、高価な評価費用負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接することができる機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

特許技術評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行されている。技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者として、個人、中小企業基本法第2条に基づく中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、申請技術がグリーン認証技術もしくは低炭素グリーン成長重点育成課題技術である場合、申請企業が職務発明補償制度を実施する企業もしくは申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業、特許庁が主催する支援事業の支援を受けた技術または企業の発明である場合、

加点を付与して優遇支援している。

2011年には計249件に対し評価費用が支援され、最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-17>最近5年間の評価費用支援の実績

(単位：百万ウォン)

区分	2007	2008	2009	2010	2011
予算	5,938	5,460	2,600	1,942	2,200
申請件数	3,372	4,578	549	439	469
支援件数	1,416	1,443	218	218	249

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できるため、関連評価報告書は特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、技術の寄贈・処分・償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピノフ(Spin-off)その他、長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産又は構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権の侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

2)推進成果

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が事業化過程で直面する最も大きな難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を特許技術評価を通じて解決できるように支援するため、技術保証基金と協力して優秀な特許を基に保証を支援する事業を推進している。民間の銀行11社(国民・企業・慶南・光州・大邱・釜山・新韓・スタンダードチャタード・ウリ・全北銀行・農協)及び韓国輸出入銀行、韓国政策金融

公社などと協力し、特許技術評価の結果を基に貸し出しを支援する事業を展開している。また、2011年度からはベンチャーキャピタルが投資を検討しているベンチャー中小企業が保有する特許技術に対する評価を支援し、投資を決定する上で特許技術が正しい評価を受けるように支援するなど、特許技術を通じた技術金融活性化のための支援を拡大しつつある。このような努力の結果、2011年には特許技術価値評価を通じた技術金融保証/貸出実績が169件、375億ウォンに達している。

＜表Ⅲ－3－18＞2011年技術金融連携評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	支援件数	支援金額	保証/貸出金額(件数)
保証連携の特許技術評価	147	732	31,870(146)
貸出連携の特許技術評価	40	74	2,100(21)
投資連携の特許技術評価	3	93	3,500(2)
計	190	899	37,470(169)

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、評価費用支援を受けている者を対象に評価報告書を事業化に活用した程度を調査している。調査結果評価報告書の主要活用内容は、マーケティング、技術認証、技術取引、現物出資、資金調達(投資誘致)などで、初期段階の中小・ベンチャー企業が最も苦勞する部分で大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅲ－3－19＞最近3年間の発明評価結果の活用率

(単位：%)

区分	2008	2009	2010	3年間の平均
活用率	93.2	73.1	73.3	79.9

*2011年調査結果－調査対象243個の中の126個回答者から101個を活用する。

*2011年支援を受けた者を含めて、以前3年間の活用率調査は翌年11月に実施する。

特許技術評価報告書で最も重要なのは対外的な信頼度といえる。特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は、評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した発明の評価機関は計9つの機関であり、評価機関として指定した後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年2月から3年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進した。

＜表Ⅲ－3－20＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会

ハ．評価及び発展方向

特許技術評価事業は個人及び中小企業に一般・金融の評価支援を通じて事業化のための資金調達、特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための基礎資料として活用している。特に、優秀特許技術を基に事業化につながるように経営資金を調達する制度として評価されている。

今後は企業に実質的な資金調達的手段として活用される保証・貸出連携評価に対する支援を持続的に拡大する計画である。2011年試験的に推進したベンチャーキャピタルとの協力モデルの具体化及び教育プログラムの本格的な推進など、金融機関と連携した評価・教育の活性化で、一律的な評価から脱して評価目的に合ったオーダーメイ

ド型評価ができるように評価技法、事後管理の体系を改善していく計画である。

5. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは、国家公務員の職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972.12.14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務と関連して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者の公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2011年12月末基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計2,573件が登録され、前年比約14%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が80%で最も多く、実用新案権が10%、デザイン権が8%、海外登録国有特許が2%(67件)を占めている

2011年に新規登録された国有特許は353件で、2010年の244件に比べて約45%増加し、特に特許権は前年比63%増加した。

＜表Ⅲ－3－21＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件数)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
1993	6	1	4		11	1(特)	20	9	5	-	34
1994	8	1	-	-	9		28	10	5	-	43
1995	3	4	-	-	7		31	14	5	-	50
1996	15	2	1	-	18		46	16	6	-	68
1997	38	8	4	2	52	1(特許)	83	24	10	2	119
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239
1999	101	14	13	2	130	5(実4、デ1)	284	50	24	6	364
2000	111	52	24	3	190	2(特1、実1)	394	101	48	9	552
2001	122	41	18	4	185	5(実3、デ2)	516	139	64	13	732
2002	149	45	25	6	225	6(特1、実3、デ2)	664	181	87	19	951
2003	153	36	11	2	202	61(特50、実9、デ2)	767	208	96	21	1,092
2004	171	54	6	2	233	30(特21、実6、デ3)	917	256	99	23	1,295
2005	147	31	4	5	187	75(特51、実24)	1,014	263	103	28	1,408
2006	163	44	7	9	223	49(特35、実14)	1,142	293	110	37	1,582

2007	198	10	6	1	215	38(特18、実12、 デ8)	1,322	291	108	38	1,759
2008	223	15	15	2	255	75(特67、実5、デ 3)	1,478	291	120	40	1,929
2009	15	9	20	9	188	32(特23、実8、デ 1)	1,605	292	139	49	2,085
2010	188	15	30	11	244	70(特27、実41)	1,763	265	169	60	2,257
2011	307	11	28	7	353	37(特14、実22、 デ1)	2,056	254	196	67	2,573

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは、登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権が有償または無償で実施された件数は、2009年324件、2010年359件で、毎年持続的に増加している。2011年度には計473件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計12.8億ウォンの実施料収入を記録した。

＜表Ⅲ－3－22＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	
1994以前	6	-	6	30,760
1995	4	-	4	8,129
1996	5	-	5	1,224,138
1997	5	-	5	5,345
1998	18	-	18	87,806
1999	24	-	24	92,209
2000	36	-	36	67,320

2001	62	49	111	313,074
2002	57	29	86	279,116
2003	53	42	95	315,170
2004	82	59	141	376,130
2005	98	63	161	486,212
2006	149	57	206	635,629
2007	193	60	253	574,213
2008	162	109	271	717,709
2009	203	121	324	675,137
2010	224	135	359	742,894
2011	239	234	473	1,281,561

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員職務発明を奨励し、国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来は処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金額の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2011年は処分補償金として236件に対して2億9千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として267件に対して1億2千万ウォン余りを支給するなど、これまで4,330件に対して36億8千2百万ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

＜表Ⅲ－3－23＞ 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
1992	3(特許)	3,000,000	1	602,060		
1993	10(特 5、実 1、デ 4)	6,700,000	1	3,615,300		
1994	9(特 8、実 1)	8,500,000	4	2,209,200		
1995	6(特 3、実 3)	4,500,000	4	2,025,840		
1996	18(特 15、実 2、デ 1)	16,300,000	5	125,703,830		
1997	39(特 28、実 8、デ 3)	32,900,000	5	1,471,320		
1998	32(特 26、実 3、デ 3)	27,350,000	2	603,210		
1999	114(特 96、実 18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
2000	166(特 129、実 15、デ 22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
2001	231(特 157、実 45、デ 29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
2002	193(特 148、実 20、デ 25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
2003	106(特 87、実 4、デ 15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000
2004	117(特 109、実 7、デ 1)	48,647,500	114	75,482,310	6	14,000,000
2005	148(特 125、実 21、デ 2)	58,724,850	111	129,488,650	-	-
2006	193(特 168、実 16、デ 9)	74,759,980	232	335,879,130	10	22,000,000
2007	103(特 94、実 7、デ 2)	44,235,000	212	212,498,350	14	31,000,000
2008	264(特 230、実 17、デ 17)	113,237,000	213	240,672,000	14	22,000,000
2009	131(特 118、実 11、デ 2)	58,427,000	187	293,573,000	20	24,000,000
2010	166(特 145、実 7、デ 14)	68,730,000	268	315,256,810	16	20,000,000
2011	267(特 226、実 20、デ 21)	119,558,540	236	292,389,260	21	21,000,000

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施し、インターネット技術広場及び特許庁ホームページに「国有特許有・無償」のバナーを掲載することで国有特許技術に対して一般人が簡単にアクセスできるようにした。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。また、2007年から2011年まで計674件の国有特許権に対する選別評価を実施し、国有特許権ユーザーに対して技術性及び事業性などを提供している。

2011年には、国有特許権の活用率を高めるため、国有特許権に対する処分・管理業務の一部を農業分野専門技術取引機関である「農業技術実用化財団」に委託する契約を締結した。それによる委託業務の処理プロセス及び細部事項を規定した「国有特許権の処分・管理業務の委託に関する運営要領」を制定・告示した。

今後、委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて水産分野など他の分野の国有特許権に対する委託を検討する予定である。

6. 職務発明補償制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

伝統産業社会では土地、資本、労働が競争力の鍵であったとすれば、21世紀知識基盤社会ではこのような有形資産ではなく、無形資産が競争力の鍵となっている。

すなわち、核心・源泉技術の確保が国家と企業の技術競争力を判断する尺度であり、生存及び発展のための必須戦略として位置づけている。

最近産業がますます発達し、技術が複雑・多様になるにつれ、ほとんどの核心技術が莫大な研究費と組織化された専門研究人材を備えた企業、研究所及び大学で開発され、特許出願されている。また、これらの大部分は「職務発明」に該当するといえる。国内特許出願対職務発明出願が占める割合は毎年約80%に達している。

＜表Ⅲ－3－24＞近年韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

区分	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
個人出願(A)	21,275	22,104	24,368	27,062	32,189	33,443	35,588	33,267
法人出願(B)	97,377	118,001	136,553	139,127	140,280	137,189	127,935	136,834
計(C)	118,652	140,115	160,921	166,189	172,469	170,632	163,523	170,101
法人出願 比重(B/C)	82.1	84.2	84.9	83.7	81.3	80.4	78.2	80.4

* 出処：2011年度知的財産主要統計

近年国内外の企業間で起きた特許紛争がマスコミに取り沙汰されている。また、相当数の国内企業が他の企業やパテント・トロールからの特許攻撃に露出される可能性があり、企業の産業機密の漏洩が増加してその被害金額も数億ウォンに達するという話しも出ている。

このように特許などの知的財産は攻撃と防御の武器であり、付加価値を作り出す核心源泉として浮上したことで、世界経済をリードする企業は既に以前から優秀な知的財産を開発・蓄積することに力を集中してきた。

また、知的財産をめぐる企業間の競争はもはや国家間の政策競争につながり、既に米国、日本など先進国では政府レベルで知的財産戦略が推進されている。韓国も1月に知識基盤時代を迎えて韓国が世界をリードしていくという意味で、「知的財産未来強国、先んずる大韓民国」というスローガンを定め、知的財産強国元年の宣布式を開

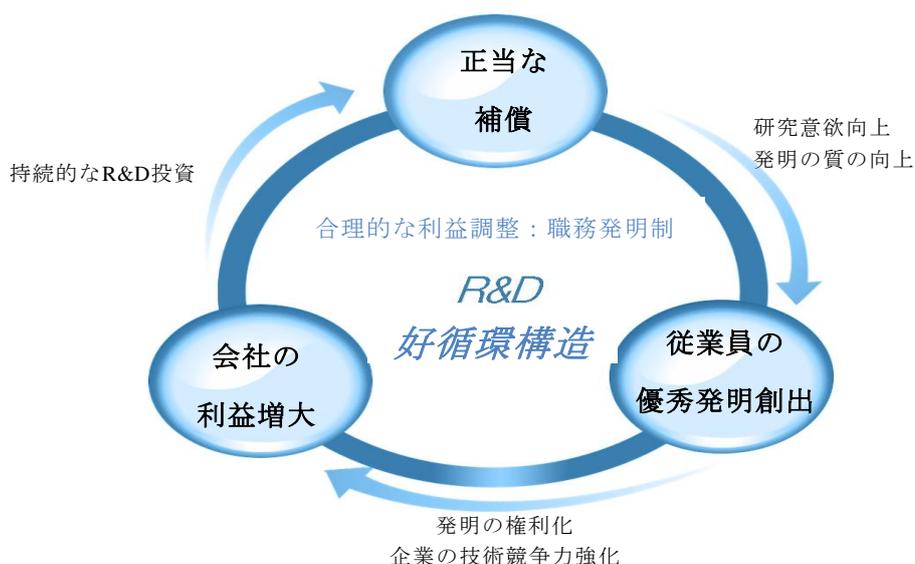
催した。

このような点を踏まえると、企業などにとって特許は極めて重要であるため、創意的な研究で職務発明をした職員に正当な補償をすることで研究意欲を高めれば、さらに多くの優秀発明が誕生すると思われる。これを通じて、企業などは技術蓄積と収益という好循環構造を構築することができ、同時に優秀な人材と技術の流出を防止できる。

そこで、特許庁は職務発明制度の定着とこれに対する社会的な認識を高めるため、企業を対象に「訪ねていく職務発明説明会」、「争点別職務発明判例集」など説明資料を提供している。また、職務発明制度を導入した企業に対しては政府支援事業の対象者選定時に各種のインセンティブを提供している。

職務発明制度は発明を創出する基盤、即ち、研究開発(R&D)投資と施設などを提供した使用者と創造的な発明を完成した従業員間の利益を合理的に調整することで、使用者にはより積極的な投資を誘導する一方、従業員には経済的な補償を提供することで創造的な発明に邁進できるように支援することで、従業員と使用者がともにWin-Winするための制度である。

<図Ⅲ-3-6> 職務発明制度のメカニズム



ロ．推進内容及び成果

職務発明制度に対する使用者と従業員の認識転換のために、企業、大学及び公共研究機関など主要研究開発主体を対象に需要者中心の訪問型職務発明説明会を2011年²⁷に67回を実施し、計²⁸1,758名が参加した。この説明会には職務発明制度に詳しい弁理士、教授、企業CEOなどを講師として活用し、職務発明説明会を行った。

また、2011年下半期には「職務発明制度運営の優秀事例公募」を開催し、職務発明制度の正しい運営を通じて優秀成果を創出している企業を発掘・授賞した。また、国内企業の職務発明制度の認識拡散のために「職務発明国際フォーラム」を同時開催し、日本・台湾など海外先進事例を国内に伝播した。

同時に、企業・大学・公共機関などが職務発明制度を導入する上で役立つように先進外国の職務発明制度と国内職務発明制度を簡単に説明し、関連判例、補償規定モデル及び関連法令を収録した「職務発明制度便覧」を発刊した。

また、職務発明制度運営の優秀事例公募を通じて発掘された優秀企業事例を紹介し

²⁷ 説明会の開催件数：(2008年)53回→(2009年)60回→(2010年)61回→(2011年)67回

²⁸ 説明会の参加人数：(2009年)1,140名→(2010年)1,563名→(2011年)1,758名

た「2011年度職務発明制度運営優秀事例集」の冊子を製作・配布し、職務発明と関連する紛争が従業員の範囲、真の発明者など職務発明の成立要件などに多様化している傾向を踏まえ、最近5年間韓国と日本の職務発明関連の判例を整理した「争点別職務発明韓・日判例90選」を配布した。また、職務発明の先進事例伝播のために日本の「新職務発明制度における手続き事例集」を翻訳して普及した。

そして、中小企業中央会、韓国女性発明協会など関係機関を活用して「企業と従業員のWin-Win、職務発明制度が企業の未来を変える」というテーマで、職務発明制度が企業にとっては独占的な地位確保、技術蓄積及び利潤創出による企業成長の直接的なエンジンとなり、発明者(従業員など)にとっては正当な補償によって技術開発意欲を高めるなど、企業と従業員に役立つものであることを広報した。また、職務発明制度の紹介及び制度導入によるメリット、国内外制度運営の優秀事例などを内容とする「職務発明制度広報動画」を企画・製作し、国際フォーラムなどの行事及び発明関係機関のホームページを通じて広報した。

そして、職務発明制度導入企業に対するインセンティブを拡大・提供するため、既存の優秀特許技術事業化支援事業、中小企業庁中小企業技術開発事業の他に2011年からは特許情報総合コンサルティングを追加し、制度導入を積極的に誘導した。

ハ. 評価及び発展方向

職務発明補償規定を保有し、これを活用している民間企業の職務発明補償の実施率は42.6%であることが分かった。

<表Ⅲ-3-25> 民間企業の職務発明補償の実施率

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
実施率	38.3%	36.3%	39.6%	46.4%	42.6%

* 出处：知的財産活動実態調査(2011.12、韓国知識財産研究院)

補償種類		2011年	補償金額		2011年
発明提案補償		15.3%	発明提案補償金		75.8万ウォン
²⁹ 出願補償	国内	22.3%	出願補償金	国内	46.5万ウォン
	海外	13.7%		海外	45.1万ウォン
³⁰ 登録補償	国内	24.9%	登録補償金	国内	76.3万ウォン
	海外	16.3%		海外	71.4万ウォン
実施補償	自社 ³¹	10.7%	実施補償金	自社	316.1万ウォン
	他社 ³²	4.7%		他社	319.4万ウォン
³³ 処分補償		5.5%	処分補償金		305.3万ウォン

* 出処：知的財産活動実態調査(2011.12、韓国知識財産研究院)

* 既存の母集団推定値である。

職務発明補償の類型別実施率を見ると、国内特許の出願及び登録補償を実施する企業が全体調査対象企業の25%を占め、海外特許の出願及び登録補償を実施する企業は15%を占めた。職務発明補償の核心といえる実施補償と処分補償を実施する企業の比率は約10%内外に過ぎないことが分かった。

韓国企業が企業競争力を強化し、核心技術・人材の流出を防止するため、昨年よりも職務発明制度に対する議論はより活発になると見られる。したがって、既存の訪問型職務発明説明会とともに、中小企業が多く参加する関係機関と連携して説明会の拡大開催及び充実化を図る計画である。中小企業CEOが職務発明制度に対して「費用ではなく、投資」という認識転換を誘導し、自発的な実施を通じて職務発明補償の実施

²⁹ 従業員がした発明に対して使用者が特許を受ける権利を承継して出願した場合に支給する補償

³⁰ 使用者が承継して出願した発明が特許登録された場合に支給する補償

³¹ 特許などを受ける職務発明を自社で直接実施して利益が発生した場合に支給する補償

³² 職務発明特許などをライセンス契約などを通じて実施料収入が発生した場合に支給する補償

³³ 職務発明に対する特許を受ける権利、または特許権を他人に譲渡したり、実施権を許諾して利益を得た場合に支給する補償

率を高めていく予定である。

また、職務発明を導入する企業に対して信頼性のある検証を実施し、それを基に政府R&D関係機関の事業で制度導入企業に対するインセンティブを強化する計画である。また、職務発明制度運営優秀事例を発掘・授賞することで、職務発明制度に対する社会的な認識を広げる計画である。

7. 国際出願費用支援を通じた権利化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 イ・オクウ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は個人発明家及び中小企業など技術革新主体が熾烈な技術戦争で国際特許の獲得を通じて競争優位を確保するよう、開発された技術を外国に出願する場合、特許・実用新案・デザインの出願費用を支援する国際出願費用支援事業を1982年から行っている。

申請資格は外国に特許、実用新案を出願した個人及び中小企業であり、特許性、技術性などを評価して優秀な発明に限り、PCT費用及び個別国出願費用の一部を支援している。

特に、2012年からは地方自治団体と事業費マッチングを通じて、地域別支援の拡大と海外出願費用支援の全国的な拡散を図っている。全国17の広域市・道に存在する地域知識財産センターで各地域別海外出願費用支援の申請を受け、優秀技術を選別して費用支援及び事後管理を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

最近個人発明家及び中小企業に対する国際出願費用支援の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-26> 国際出願費用支援実績の細部状況

(単位：億ウォン、件)

年度	支援規模			申請	支援	競争率	備考
	国費	地方費	その他*				
2007	15.4	-	-	2,148	509	4.2:1	個人:180、企業:311、研究所:18
2008	25.0	-	-	1,620	547	3.0:1	個人:255、企業:292
2009	28.0	-	-	2,910	574	5.1:1	個人:217、企業:357
2010	31.0	-	10.0	2,441	782	3.1:1	個人:309、企業:473
2011	18.2	-	10.0	997	165	6.0:1	個人:42、企業:123

また、支援技術に対する登録率は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-27> 国際出願費用支援件の登録率状況

(単位：件、%)

調査年度	2007	2008	2009	2010	2011
調査件数*	1,249	1,497	1,674	1,630	1,903
登録件数(A)	506	517	693	762	858
拒絶件数(B)	230	185	215	205	249
審査中及びその他の件数	513	795	766	663	796
登録率(A/(A+B)**)	68.2	73.7	76.3	78.8	77.5

* 調査対象：評価年度を基準に最近3年間支援を受けた企業を対象に調査

(ex. 2010年度事業化率の調査時、2007～2009年度支援を受けた企業を対象に調査)

** 審査中の件数を除く審査完了の登録、拒絶件数を基準に登録率を換算(登録率=登録件数/(登録件数+拒絶件数)×100)

海外出願費用支援事業は資金力が不足している個人発明家及び中小企業の特許技術に対する資金支援を通じて海外知的財産権利化に貢献している。また、企業間で特許紛争が激化している最近の流れを見ると、韓国企業の製品輸出と特許紛争において有利な地位を占めるためには海外権利の確保が必須であるといえる。

中国、日本などのような主要国も政府レベルで中小企業の海外出願を奨励するための施策を積極的に推進している。中国は中小企業の積極的な海外特許出願支援のために2010年から5千万元(約80億ウォン)以上の資金を支援している。また、日本政府もまた海外出願支援金額を2011年8千万円から2012年1億5千万円に増額した。

ハ. 評価及び発展方向

2007～2011年度に国際出願費用の支援を受けた技術を対象に登録率を調査した結果、平均登録率75.5%を記録し、個人及び中小企業の海外権利確保支援に一定部分効果を見せていることが分かった。

2012年度には海外出願費用支援の政策効果を高めるため、特許性のみならず事業化可能性判断を通じて優秀技術を選別するための過程をさらに強化する予定である。また、適正な支援予算規模に対する検討及び自治体などとの協力を強化し、韓国中小企業の海外権利確保を積極的に支援する予定である。

第4節 伝統産業の知的財産競争力の強化

1. 伝統産業IP競争力向上支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 ユ・ジャンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、伝統産業³⁴に従事する企業の知財権能力を強化するため、知的財産権の権利化及び管理体系構築支援のための「地域伝統産業のIP権利化支援」、地理的表示団体標章を支援する「伝統産業ブランドの権利化支援」、地自体の共同ブランド概念及び地域優秀ブランド育成のための「共同ブランド競争力強化支援事業」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

伝統産業ブランド権利化支援事業は、知財に対する認識が低い地域伝統産業企業を対象に、伝統産業IP権利化のために知的財産Total Serviceを提供(1段階:IP戦略の樹立・コンサルティング、2段階:IP権利化・初期事業化の支援)している。2009年には、全額国庫でパイロット事業を実施し、2010年からは地自体と共同で推進した。

主要推進内容を見ると2009年3地域3品目を始めに、2011年には咸陽の山養参、光州光山のウリミルなど6品目に支援対象を拡大した。推進実績としてはIP権利化支援が82件(特許3件、デザイン22件、商標57件)、パッケージデザインなど初期事業化支援が35件である。

³⁴ 伝統産業:一定の地域社会で特性のある資源を開発あるいは活用して付加価値を創出する産業で、地域を基盤として相当な期間にわたって自生的に現れた地域産業の形態-日本の地場産業と類似する概念

特に、2006年31品目でスタートした地理的表示団体標章支援事業は2011年には38品

目を支援し、  など38品目に対して出願を完了し、堤川の黄芪など7品目に対しては海外出願を完了した。

また、地理的表示団体標章に対する教育及び広報を強化するため、「伝統産業ガイドブック」冊子を発刊し、放送12回、報道資料199件、地域フェスティバル2件など広報を展開した。

「共同ブランド競争力強化支援」事業は、9地域(慶北の栄州・奉化、忠北の堤川、全南の求礼・咸平・羅州、全北の高敞、忠南の瑞山・泰安)の地自体が保有する共同ブランド実態調査及び商標・デザインの問題点を分析し、コンサルティングを行った。

＜表Ⅲ－４－１＞2008～2010年の支援実績：江原寧越郡(東江愛)など42の地自体を支援

年度別	2008年	2009年	2010年	2011年	計
地自体数	14	16	3	9	42

ハ. 評価及び発展方向

2011年にはFTA締結などによるグローバル市場における知的財産権保護の流れに備えるため、支援件数を2010年20件から2011年38件に拡大し、海外商標出願も積極的に奨励して7件に対しては海外出願を完了した。地理的表示団体標章支援企業の成果調査の結果、2011年主要支援企業の売上が支援前に比べて3.1%、雇用増加率が4.4%増加した。

今後は地域伝統産業に対する持続的かつ体系的な支援を強化するため、コンサルティングを基盤にブランド・デザイン、特許・デザインなど融・複合支援を並行し、支援事業の効率性を高め、地域フェスティバル、観光資源などと連携を図るなど成果を

最大化する予定である。

また、地域伝統産業に従事する者に対する持続的な知的財産認識向上教育を実施し、地域伝統産業が世界的な競争力を備えるよう努力する予定である。

2. 伝統産業DB構築事業

電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 キム・ギルス

生命工学の発展により、伝統医薬知識及び遺伝子原の経済的・産業的重要性が増加しつつある。特に、米国が2000年8月に「天然医薬品の産業化のためのガイドライン」を発表した後、中国・インドを中心に伝統医薬知識を保護しようとする動きが活発になっている。

これに伴い、2001年からWIPO政府間委員会(Intergovernmental Committee)を中心に伝統知識の概念定義、伝統知識の保護、伝統知識の先行技術化方案などの議論が活発に行われている。

このように知財保護が先端科学技術分野のみならず、伝統知識(Traditional Knowledge)分野まで拡大されている。そこで、特許庁は韓国の伝統知識に対して外国人が国内・海外で特許権を取得することを防止するため、韓国の伝統知識を国文・英文DBで構築する事業を推進してきた。

特に、2008年4月にはPCT国際調査機関会議で韓医学・食品・薬学・生物分野の韓国の主要伝統知識関連学術誌47種で構成された韓国伝統知識ジャーナルをPCT最小文献³⁵に選定されるようにし、韓国の伝統知識が国際的に保護されるという成果をあげた。

³⁵ PCT最小文献(PCT Minimum Documentation:PCT国際調査機関が国際特許出願を審査する時、必ず備えて検索しなければならない最小限の先行技術文献をいう。

2008年までは主に伝統韓医薬分野に限定してDBを構築してきたが、2009年及び2010年には伝統食品分野まで拡大してDBを構築するため、農村振興庁及び韓国食品研究院と協力して伝統郷土食品と天然染色など伝統農業生活知識及び伝統料理と関連したDBを構築した。2011年度には農業振興庁から移管された後に登載された伝統知識DBの英文化を推進した。

＜表Ⅲ－4－2＞ 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績

(単位：100万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2004	・ 伝統知識DB構築に向けた情報化戦略計画(ISP)の樹立	45
2005	・ 韓医学分野の論文DB8,100件を構築 ・ 各国の伝統知識保護体系及び活用戦略の比較研究	998
2006	・ 論文(14,052)、天然薬剤(5,500)、伝統処方(20,100)、漢方病症(5,500)に対して計45,152件のDB構築	4,675
2007	・ 論文(1,559)、病症(7,000)について計8,559件のDB構築 ・ 伝統知識DB国・英文検索システム(韓国伝統知識ポータル、 www.koreantk.com)開通	1,434
2008	・ 韓国伝統知識がPCT最小文献として選定(2008.4、2009.1.1.より効力発効) ・ 論文(1,649)、化合物索引(8,039)について計9,688件のDB構築	418
2009	・ 論文(1,600)、化合物索引(8,000)DB構築及び検索システム機能改善	400
2010	・ 論文(1,600)、化合物索引(8,600)DB構築 ・ 農村振興庁伝統知識10,449件、韓国食品研究院伝統料理2,569件の移管搭載	352
2011	・ 伝統食品3,000件、食材料200件、健康栄養成分DB3,078件、論文DB1,602件、化合物DB8,330件のDBを構築	772

また、2009年から一般人の伝統知識DBへのアクセスや活用を簡単にすることで、関連分野の産業・学問のR&Dを促進するため、NAVERなど検索ポータルサイトで伝統知識が検索できるように特許庁の伝統知識DBを民間のポータル検索サービスと連携した。また、英文化された伝統知識DBをWIPOの伝統知識ポータルに連携した。